

TAIKI RACING CLUB

2024 ~ 2025

2023 年産 1 歳募集馬

クラブガイド



TAIKI RACING CLUB

大樹レーシングクラブ 2024～2025 クラブガイド 目次

- P.3・・・・・・競走用馬ファンドについて
- P.4・・・・・・ご注意点 ― 競走用馬ファンドのリスク等特徴について
- P.5・・・・・・新規入会でご出資希望の皆様へ
- P.6・・・・・・クラブ既会員でご出資希望の皆様へ
- P.7・・・・・・入会・出資の手順
- P.8-9・・・・・・必要書類と出資申込書の記入方法
- P.10・・・・・・必要経費お支払いの内容と方法
- P.11-14・・賞金・手当・見舞金
- P.15・・・・・・賞金等分配の「出資返戻金」と「利益分配金」の区分方法
- P.16・・・・・・賞金等分配のシステム（イメージ）
- P.17-26・・契約締結前(時)の交付書面『大樹レーシングクラブ会員規約』
(競走用馬ファンドの契約にあたって)
- P.27・・・・・・2023年産 1 歳募集馬支払早見表

会社概要

愛馬会法人

商 号：株式会社 大樹レーシングクラブ
住 所：北海道浦河郡浦河町字西幌別 353 番地の 3
代 表 者：荻野史子
登 録 番 号：北海道財務局長（金商）第 41 号
資 本 金：7,990 万円
主 要 株 主：有限会社ビクトリーホースランチ

クラブ法人

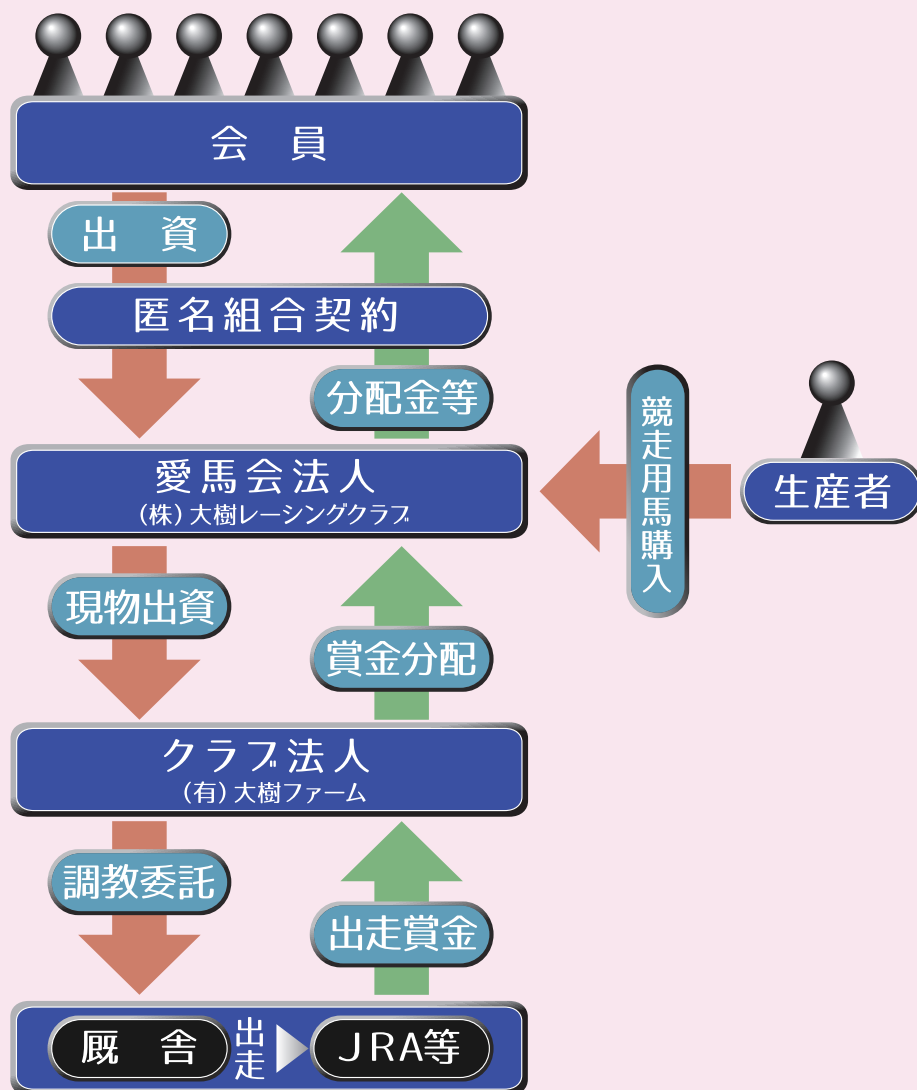
商 号：有限会社 大樹ファーム
住 所：北海道浦河郡浦河町字西幌別 353 番地の 3
代 表 者：荻野豊
登 録 番 号：北海道財務局長（金商）第 21 号
資 本 金：2,000 万円
主 要 株 主：荻野豊



TAIKI RACING CLUB

競走用馬ファンドについて

競走用馬ファンドのしくみ



会員の方は、愛馬会法人〈(株)大樹レーシングクラブ〉と匿名組合契約を締結し、出資を行います。愛馬会法人は、前記出資契約に基づき日本中央競馬会および地方競馬全国協会に馬主登録のあるクラブ法人〈(有)大樹ファーム〉に競走用馬を現物出資します。クラブ法人は、競走用馬を日本中央競馬会および地方競馬主催者が施行する競走に出走させ、当該競走用馬が賞金等を獲得した場合には、これから諸経費を控除した金額を愛馬会法人に支払い、愛馬会法人は当該支払金額から諸経費を控除した金額を会員の方に分配します。以上が、「競走用馬ファンド」の大まかな仕組みです。なお、「匿名組合契約」は、商品ファンドの契約形態の一つとして日本の商法に規定されているものです。

ご注意点 ————— 競走用馬ファンドのリスク等特徴について

- ◎競走馬によっては、馬体状況等により競走に出走することなく運用終了(引退)することがあり、また、出走した場合においても、競走成績不振により出資元本を上回る賞金を獲得できないことがあります。従いまして競走用馬ファンドは収入の保証がされているものではなく、また、顧客が出資した元本の保証はありません。
- ◎本金融商品取引契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金の5%です。顧客の出資金支払いにつきましては、競走馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持会費相当額等を毎月追加出資する仕組みとなります。
- ◎競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6(書面による解除)の適用を受けず、本金融商品取引契約にクーリングオフ制度(契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除)はありません。
- ◎顧客が出資馬の運用中に匿名組合契約を解約した場合は、当該出資馬に対する権利義務は消滅します。なお、顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、競走馬保険料および当該出資馬の未精算の精算金等についても返金されません。
- ◎顧客が出資した出資馬の権利義務(競走用馬ファンド受益権)は譲渡できません。また、会員名義の変更は、相続等による承継を除いて行いません。
- ◎金融商品取引法第47条3により、顧客は、金融商品取引業者が内閣府令に基づいて提出した事業報告書を、営業者の本店・営業所において縦覧することができます。
- ◎本金融商品取引契約の詳細につきましては、本書面掲載の会員規約に記載しています。顧客は出資した金銭の使途や収支の状況について、愛馬会法人から相対で入手する情報に基づいて顧客自身で出資をご判断ください。また、競走馬の血統および飼養管理に関わる繋養先につきましては『2023年産1歳募集馬パンフレット』に記載しています。よくお読みいただき、競走用馬ファンドおよび本金融商品取引契約の特徴とリスクをご理解の上、出資申込をご検討ください。
- ◎本書面掲載の会員規約は、金融商品取引法第37条3に規定する『契約締結前の交付書面』ならびに同法第37条4に規定する『契約締結時の交付書面』を兼ねるものです。会員規約に基づいて当該出資馬の運用等が行われますので、契約終了まで本書面および『2023年産1歳募集馬パンフレット』を保存ください。出資する方法と契約の締結につきましては、(1)出資申込書を愛馬会法人に郵送する、または(2)愛馬会ホームページより出資申込を行い、残口状況等により出資できる要件を満たしている場合は、(1)については出資申込書が愛馬会法人に到着した時点、(2)についてはお申込が完了した時点で契約が成立します(出資者の決定方法、出資申込方法等の詳細につきましては、本書面に記載しています)。出資契約成立後に愛馬会法人は、出資会員の方に、『出資計算書』を郵送にて送付します。



TAIKI RACING CLUB

新規入会でご出資希望の皆様へ

1.出資予約受付の開始

すべて先着順となります。

2024年8月14日(水)10時より、ホームページ内「出資予約申込フォーム」または電話予約でのご予約を承ります。

出資予約をいただいたのちに、クラブより『出資申込書・預金口座振替依頼書』をお送りいたします。

2.出資申込のお手続き

お手元に書類が届きましたら、必要事項をご記入いただき、『本人確認書類・マイナンバー確認書類』を同封の上、返信用封筒にて1週間以内にクラブまでご送付ください。

なお、1週間を経過して「出資申込書」がクラブに到着しない場合には、ご予約を取り消しとさせていただきます。

(※本人確認およびマイナンバー確認書類についてはp.8を、出資申込書の記入方法についてはp.9をご参照ください)

3.ご出資馬代金等のお振込み

必要書類がクラブに届きましたら、内容を確認の上、『出資計算書』をお送りいたします。

出資計算書がお手元に届きましたら、記載されている『ご入会金・ご出資馬代金等』をお支払期日までに、クラブ指定の口座にお振込みください。なお、期日を過ぎてもお振込みが確認できない場合には、お申込みを取り消しとさせていただきます。

4.会員証の発行

ご出資馬代金等のご入金確認後、『会員証・マイページへのログインIDおよびパスワード』を発行いたします。

※会員証は発行からお届けまでに約1か月を要します。会員証が届くまでの間、会員番号のご確認はクラブからの郵便物の住所ラベル右下の11桁の番号をご参照ください。

5.口座自動引き落とし手続きの完了・会費等のお引き落とし

ご出資馬代金等をお振込みいただいてから、お引き落としが開始されるまでに1~2か月ほどかかります。その間は月次報告書にて請求明細をお送りいたしますので、指定の口座にお振込みいただきますようお願いいたします。

口座自動引き落とし手続きの完了後は、当該月分の会費等をご指定の口座より順次お引き落としいたします。

満口馬および残口状況の確認

ホームページにて、満口馬および残口状況を随時ご案内しております。

ご希望の募集馬が満口になる場合がございますので、出資予約をされる前に、満口馬および残口状況のご確認をされることをお勧めいたします。なお、**満口馬のキャンセル待ちはいたしません。**あらかじめご了承ください。

出資にあたってのご注意点

- 会員の方が行った出資について、元本の保証はありません。
- 競走用馬ファンドは金商法第37条の6(書面による解除)の適用を受けず、クーリングオフ制度(契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除)はありません。
- 上記出資に関わる権利(受益権)は、いっさい譲渡できませんのでご注意ください。
- 20歳未満の者、外国籍で国内非居住者でかつ、日本の金融機関に口座開設のない個人の方、日本に本店もしくは支店のない外国法人で、かつ日本の金融機関に口座開設のない外国法人、募集馬に出資するについて必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことが困難と判断される者、破産者、競馬関与禁(停)止者および、いわゆる暴力団関係者は入会および出資はできません。
- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、愛馬会法人にご入会する際は、ご本人を確認できる書類が必要となります。また、「行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴う所得税法施行規則等の改正により、マイナンバー(個人番号/法人番号)が必要となります(詳しくはP.8をご覧ください)。なお、提出を受けたマイナンバーの取扱いには厳格な保護措置を講じ、法令で定められた利用目的以外には一切利用いたしません。

詳細につきましては、『大樹レーシングクラブ会員規約』をよくお読みになってから出資申込ください。



TAIKI RACING CLUB

クラブ既会員でご出資希望の皆様へ

1. 出資申込受付の開始

すべて先着順となります。

2024年8月14日(水)10時より、ホームページ内「出資申込フォーム」にてお申込みいただけます。

お電話では『出資予約』のみ承ります。ご予約後は、出資申込書をクラブまでご送付お願いいたします。

※「出資申込フォーム」よりお申込みいただいた方は出資申込書のご送付は不要です。

2. ご出資馬代金等のお引き落とし

出資のお申込みを確認いたしましたら、クラブより『出資計算書』をお送りいたします。

毎月のお引き落とし期日までに、出資計算書に記載のご出資馬代金等を口座にご用意お願いいたします。

なお、お引き落としができない場合には、お申込みを取り消しとさせていただく場合がございます。

満口馬および残口状況の確認

ホームページにて、満口馬および残口状況を随時ご案内しております。

ご希望の募集馬が満口になる場合がございますので、出資予約をされる前に、満口馬および残口状況のご確認をされることをお勧めいたします。なお、**満口馬のキャンセル待ちはいたしません。**あらかじめご了承ください。

出資にあたっての注意点

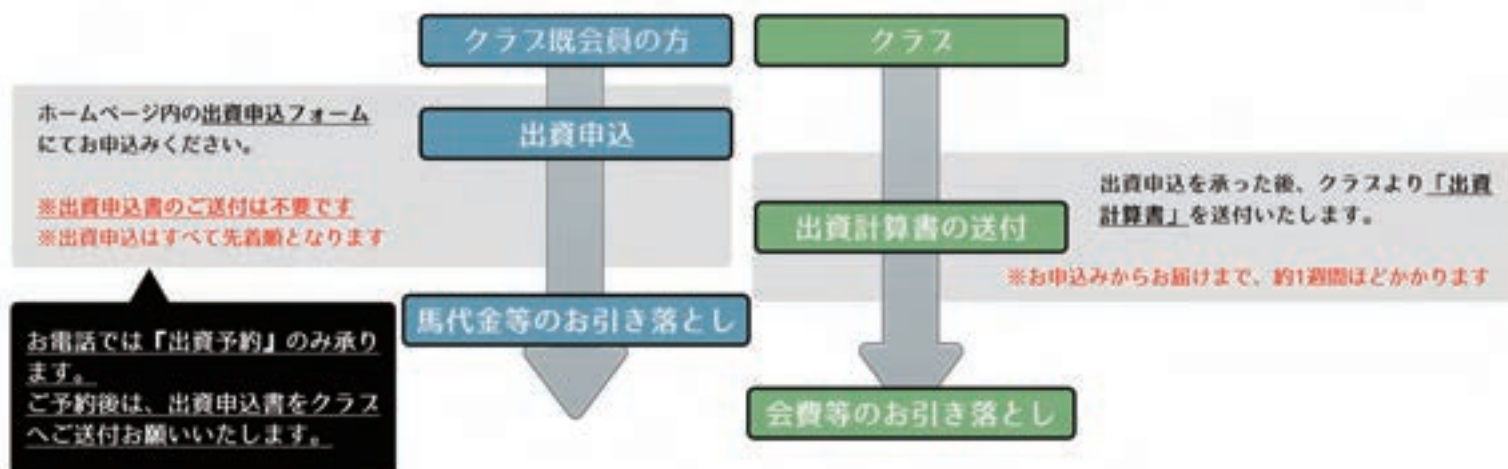
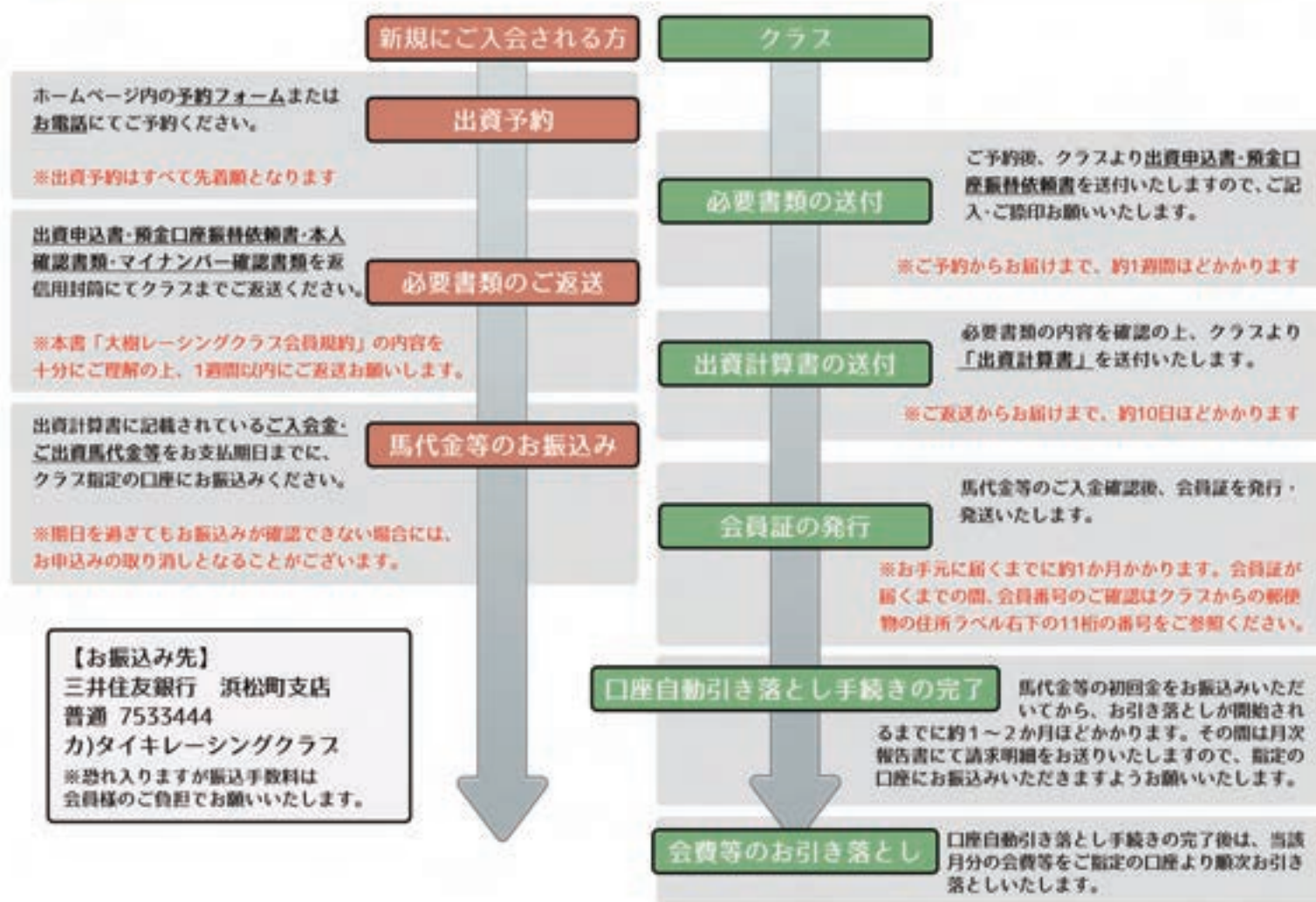
- 会員の方が行った出資について、元本の保証はありません。
- 競走用馬ファンドは金商法第 37 条の 6（書面による解除）の適用を受けず、クーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。
- 上記出資に関わる権利（受益権）は、いっさい譲渡できませんのでご注意ください。
- 20 歳未満の者、外国籍で国内非居住者でかつ、日本の金融機関に口座開設のない個人の方、日本に本店もしくは支店のない外国法人で、かつ日本の金融機関に口座開設のない外国法人、募集馬に出資するについて必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことが困難と判断される者、破産者、競馬関与禁（停）止者および、いわゆる暴力団関係者は入会および出資はできません。
- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、愛馬会法人にご入会する際は、ご本人を確認できる書類が必要となります。また、「行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴う所得税法施行規則等の改正により、マイナンバー（個人番号／法人番号）が必要となります（詳しくは P.8 をご覧ください）。なお、提出を受けたマイナンバーの取扱いには厳格な保護措置を講じ、法令で定められた利用目的以外には一切利用いたしません。

詳細につきましては、『大樹レーシングクラブ会員規約』をよくお読みになってから出資申込ください。



TAIKI RACING CLUB

入会・出資の手順



2024年 8月 14日(水)10時より 2023年産1歳募集馬 募集開始

本人確認およびマイナンバー(個人番号/法人番号)について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、愛馬会法人にご入会する際は、ご本人を確認できる公的な証明書が必要となります。
また、「行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴う所得税法施行規則等の改正により、「賞金等の分配に関する支払調書作成事務」を遂行するため、既会員の方および新規でご入会される方全てを対象にマイナンバー（個人番号/法人番号）をご提出していただく必要があります。ご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
なお、ご提出いただいたマイナンバーの確認書類の取扱いには厳格な保護措置を講じ、法令で定められた利用目的以外には一切利用いたしません。
※既に本人確認書類をご入会時にご提出いただいている既会員の方も、マイナンバーをご提出いただく際には、本人確認書類が必要となります。
なお、法人でご入会されている既会員の方におかれましては、本人確認書類の提出は必要ございませんので、法人番号確認書類のみをご提出ください。

必要書類

【個人の場合】

■ 個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方

個人番号カードは、顔写真付きの表面は本人確認書類として利用でき、個人番号記載の裏面は個人番号を通知する書類として利用できますので、必ず両面のコピーをご提出ください。

個人番号確認書類	本人確認書類
個人番号カードの両面コピー 1点	

■ 個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちでない方

下記、いずれかの組み合わせの書類をご提出ください。

- ・「個人番号確認書類」 1点 と「顔写真付き本人確認書類」 1点の合わせて2点
- ・「個人番号確認書類」 1点 と「顔写真なし本人確認書類」 2点の合わせて3点

個人番号確認書類	本人確認書類	
通知カードのコピー 1点 【記載情報と現況に相違のないものに限る】	顔写真付き	運転免許証、パスポート、在留カード(外国人)、特別永住者証明書 住民基本台帳カードの <u>いずれかのコピー1点</u>
	顔写真なし	健康保険証、年金手帳、印鑑登録証明書、住民票の写しの <u>いずれかのコピー2点</u>
個人番号記載の住民票の写しのコピー 1点	上記いずれかの本人確認書類のコピー 1点 (<u>住民票の写しは除く</u>)	

【法人の場合】

「法人番号指定通知書のコピー」1点と「法人確認書類」1点と「代表者の本人確認書類」1点の合わせて3点をご提出ください。
法人の場合、代表者の個人番号は不要です。また、既に法人でご入会されている既会員の方の場合は、「法人番号指定通知書のコピー」1点のみをご提出ください。

法人番号確認書類	法人確認書類	代表者の本人確認書類
法人番号指定通知書のコピー 1点	印鑑登録証明書、履歴事項全部証明書の いずれかのコピー 1点	運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳、印鑑登録証明書、住民基本台帳カード、 住民票の写しのいずれかのコピー1点

【ご留意・ご注意事項】

- ・本人確認書類は、氏名、現住所、生年月日の記載があるものに限り。住所変更等があった場合は、変更後の情報記載面も必要となります。
- ・個人番号確認書類は、本人確認書類の現住所と一致しているものに限り。
- ・有効期間または有効期限がある本人確認書類は、確認日現在で有効なものに限り。また、住民票の写し、印鑑登録証明書、履歴事項全部証明書は発行日から3ヶ月以内のものに限り。
- ・パスポートは顔写真記載ページおよび所持人記入欄(氏名・現住所を記入のもの)のページをコピーしてください。
- ・お送りいただく書類は、全面が鮮明に読取れるかご確認ください。不鮮明な場合は、再度ご送付をお願いすることがあります(氏名、現住所、生年月日、発行機関の印影、有効期限、交付日など)。
- ・代理人によるご提出は、原則としてお受けできません。
- ・お送りいただいた入会申込書および本人確認書類等は、情報漏洩防止の面からご返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。また、書類に不備があった場合も返却はせず、愛馬会法人にて速やかに破棄させていただきますのでご了承ください。

ご提出方法

【新規でお申し込みの方】

「出資申込書」および「マイナンバー（個人番号/法人番号）の確認書類および本人確認書類」を、愛馬会法人指定の返信用封筒（簡易書留と記載があるもの）にてご返送ください。

【既会員の方】

「個人番号の確認書類および本人確認書類」を、愛馬会法人指定の返信用封筒（簡易書留と記載があるもの）にてご返送ください。また、同時に出資申し込みがある場合は、「出資申込書」と併せてご返送ください。※既にご提出いただいている方につきましては、再度提出の必要はございません。

出資申込書のご記入方法（新規ご入会の方）

ご記入前に、本書の『大樹レーシングクラブ
会員規約』をよくお読みください。

下記文書をご確認いただき、ご同意の上、ご署名ください。

クラブにて記入しますので空欄で結構です。

株式会社大樹レーシングクラブ出資申込書

2022年 10月 改定

私は『大樹レーシングクラブ会員規約』を熟読し、
内容を理解した上で、下記の競走用馬への出資を申込いたします。

※記入方法等 詳細につきましてはクラブガイドを必ずご一読ください。

フリガナ
お名前

男/女

会員番号

※会員番号は空欄のまま結構です

申込馬の募集番号/募集馬名/口数/お支払い方法をご記入ください。

※口数欄にお申込口数をご記入ください。ご記入のない場合は「1口」でのお申込とさせていただきます。

※お支払い方法につきましては、一括または分割を選択してください。ご記入のない場合は、「一括」でのお申込とさせていただきます。

募集番号	募集馬名	口数	お支払い方法	予約済	備考
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	
	の 年産	☐	☐ 一括 / ☐ 分割	☐	

入会登録内容記入欄：太枠内の必要事項にご記入ください。

ご自宅	フリガナ ご住所	(〒 -) 電話番号 () 西暦 年 月 日 携帯電話番号 () -
勤務先	フリガナ 勤務先名称	業種
勤務先所在地	フリガナ 勤務先所在地	
郵便物の送付先	(ご自宅 / 勤務先) ※いずれかを選択してご記入ください。	※いずれかを選択してご記入ください。
他クラブの入会歴	(あり / なし) 入会クラブ名 ()	※上記で「あり」に答えた方のみご記入ください。
投資目的	(例) 競走馬を長期的に運用し、配当金や出資割引特典などで投資を楽しみたい	
資産の状況	1. 300万円未満 2. 300万円以上、1,000万円未満 3. 1,000万円以上1億円未満 4. 1億円以上 ※いずれかを選択してご記入ください。	

※ご入会の際、ご本人を確認できる公的証明書類およびマイナンバー（個人番号/法人番号）が必要となります。
（証明書類はご提出の必要はありません。登録時に本人確認のため、ご本人が証明書類を提出する必要があります。また、行政機関の個人情報を活用する業務の効率化を図るため、登録時に本人確認のため、ご本人が証明書類を提出する必要があります。また、行政機関の個人情報を活用する業務の効率化を図るため、登録時に本人確認のため、ご本人が証明書類を提出する必要があります。）
※ご提出いただいた個人情報は、法令に基づき、利用目的の範囲内で利用させていただきます。

クラブ使用欄
到着日： 月 日 確認者氏名：

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

私は、下記の「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」に相違ないことを確認いたします。

年 月 日 署名

1 私（当社）は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標榜の団 ⑦暴力団等と密接な関係にある者
⑧暴力団等と密接な関係にある者
2 私（当社）は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。
①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
⑤その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に許容されるべき関係
3 私（当社）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかの行為を行わないことを表明、確約いたします。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
⑤その他各号に準ずる行為
4 私（当社）は、下請けまたは再委託先業者（下請けまたは再委託契約が数回にわたるときは、その全てを含む。以下同じ）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
①下請けまたは再委託先業者が前1および2に該当せず、将来においても前1、2および3に該当しないこと
②下請けまたは再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとること
5 私（当社）は、下請けまたは再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請けまたは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の検査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。
6 私（当社）は、これら各号のいずれかに反したと認められることが判明した場合および、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止されまたは解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これら損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約いたします。

ご入会の際、ご本人を確認できる公的証明書類およびマイナンバー（個人番号/法人番号）が必要となります。

（証明書類はご提出の必要はありません。登録時に本人確認のため、ご本人が証明書類を提出する必要があります。また、行政機関の個人情報を活用する業務の効率化を図るため、登録時に本人確認のため、ご本人が証明書類を提出する必要があります。また、行政機関の個人情報を活用する業務の効率化を図るため、登録時に本人確認のため、ご本人が証明書類を提出する必要があります。）
※ご提出いただいた個人情報は、法令に基づき、利用目的の範囲内で利用させていただきます。

■必要書類ご提出方法の詳細については、クラブガイドの6を必ずご一読ください。

必ずアパート、マンション名までお書きください。

表面・裏面の太枠内に必要事項をご記入の上、本人確認書類、個人（法人）番号確認書類（詳しくは P.8 をご確認ください）および預金口座振替依頼書と一緒に、クラブ指定の返信用封筒（簡易書留と記載があるもの）にてご返送ください。

9



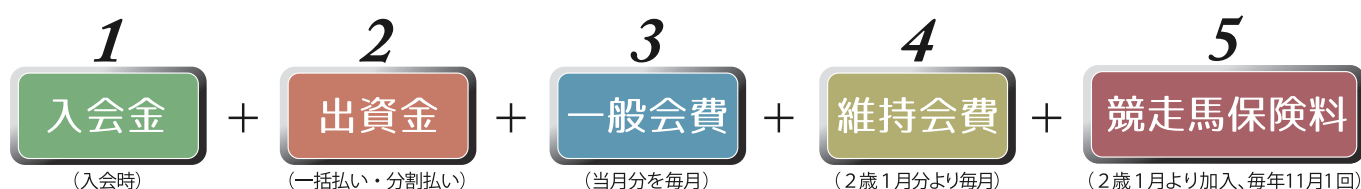
TAIKI RACING CLUB

必要経費お支払いの内容と方法

ここでは、大樹レーシングクラブにご入会・ご出資いただく際に、ご質問の多い事項につきましてご説明いたします。

なお、ご入会の前には必ず17～26頁の会員規約をご一読ください。

※既会員の方もご確認のため、ご出資の前には必ず会員規約をご一読ください。



費用について

1 入会金(入会時のみ) …… 10,000円(税込)
新規ご入会の方は、入会金10,000円が必要です。

2 出資金 …… 募集馬パンフレットをご覧ください
1口あたりの出資金額は出資馬によって異なります。なお、お支払方法については、一括または分割がございます。詳しくはP.27の支払早見表をご覧ください。
※なお、出資金については、元本の保証はございませんので、あらかじめご了承ください。

3 一般会費(入会月より毎月) …… 2,750円(税込)/月
入会月より出資口数、頭数に関係なく、一律月額2,750円をお支払いいただきます。これはクラブの運営や月次報告書等の発送費、ホームページの管理費、情報取材費等に充てられます。なお、申込書が到着した月を入会月度といたしますが、到着時期によっては翌月入会となる場合もございます。

4 維持会費
2023年産1歳募集馬：2歳1月分(2025年1月分)より毎月
…………… 400口募集馬：1口につき1,750円/月

維持会費には飼育料、調教料といった出資馬を維持管理するための費用や地方・海外遠征等の馬の輸送にかかる費用が含まれます。

5 競走馬保険料(2歳時分は初回お支払時、以後年1回)
愛馬の万が一の場合に備えて、2歳1月より競走馬保険に加入いたします。
2023年産1歳募集馬は2025年1月1日午後4時より加入し、期間は3年間(2028年1月1日午後4時まで)となります。
なお、2歳時の保険料は初回お支払い時に、3歳以降は毎年11月で請求時にお支払いいただきます。

2歳馬については出資金の100%、3歳馬については出資金の70%、4歳馬については出資金の50%を保険金額とし、対象金額に保険会社の保険料率(3.2%)を乗じた金額を保険料といたします。

※5歳以降については、競走馬保険には加入いたしません。
※競走馬保険は死亡保険ですので、不慮の事故、疾病などによる死亡、予後不良または指定獣医の認定に基づく安楽死処置に対してのみ保険金が支給されます。骨折や屈腱炎等の競走能力喪失の診断で引退した場合や、保険会社が障害競走馬と認定した場合には、支給条件に制限が掛かります。あらかじめご了承ください。
(詳しくは『P.19-4 (3) ②-ii 注意事項』をご参照ください)

保険料計算方法
1口あたり出資金×3.2%(保険料率)×100%=1口あたりの保険料
(※10円未満は四捨五入)



TAIKI RACING CLUB

賞金・手当・見舞金

(令和6年度賞金等交付基準より)

$$\text{分配金} = \text{賞金} - \left(\text{諸公課(源泉徴収所得税等)} \right) + \text{進上金} + \text{営業手数料}$$

★1口あたりの分配金＝分配金÷総口数（1円未満切り捨て）※分配金は愛馬が出走した翌月末にご指定の金融機関口座にお振り込みいたします。

[A] 賞金

★本賞金、出走奨励金、付加賞、内国産馬所有奨励賞、距離別出走奨励賞、特別出走手当の合計額です。

本賞金

1着馬から5着馬に対し、下表のとおり本賞金が交付されます。

着順	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
1着賞金に対する割合	100%	40%	25%	15%	10%

付加賞

特別登録料は、その総額を7:2:1の割合で案分し、第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主に対し、付加賞として交付されます。ただし、第3着馬がいないときは、その総額を8:2の割合で第1着馬および第2着馬の、また第2着馬および第3着馬がいないときはその総額を第1着馬の馬主に対し交付されます。

出走奨励金

出走奨励金

出走馬の馬主に対し、当該競走の第1着本賞金に表1の比率を乗じた額（1万円未満の金額については四捨五入）の出走奨励金が交付されます。

競走	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着
重賞競走および平地オープン競走	8%	7%	6%	3%	2%
その他の競走	8%	7%	6%	3%	—

※裁決委員が不適当と認めたとき、第1着馬から表2に定める時間を超えて決勝線に到着したときは交付されません。

距離	右欄以外の競走		平地の新馬・未勝利	
	芝	ダート	芝	ダート
平地競走 (オープン競走を除く)	1,400m以下	3秒	4秒	3秒
	1,400m超 2,000m未満	4秒	5秒	4秒
	2,000m以上	5秒	6秒	4秒
障害競走(特別競走を除く)	8秒	10秒		

※第1回中山競馬、第1回東京競馬、第2回中山競馬、第1回京都競馬、第2回京都競馬、第1回阪神競馬、第1回小倉競馬、第2回小倉競馬および第1回中京競馬第1～4日の平地未勝利競走に未出走馬として出走した馬の馬主に対しては、上記金額に加えて表3に定める金額を加えて交付されます。また、第2回新潟競馬の第10競走、第11競走および第12競走（所定の出馬投票締切りの結果または再投票締切りの結果競走番号の変更が生じた場合は変更後の競走番号）に出走した馬の馬主に対しては、20万円が交付されます。（競走中止を含む）なお、タイム制限については適用されません。

第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着	第9着
70万円	30万円	20万円	10万円	7万円	6万円	4万円	4万円	2万円

特別出走奨励金

当該競走に出走した場合には表4・表5および表6のとおり特別出走奨励金が交付されます。

競走	コース・距離	該当する競走条件	第11着以下
3(4)歳以上 G2競走	芝1,800m以上	オープン	100万円
		3勝クラス	50万円

(特別出走奨励金対象競走) 日経新春杯、AJCC、京都記念、中山記念、阪神大賞典、日経賞、目黒記念、札幌記念、オールカマー、毎日王冠、京都大賞典、府中牝馬S、アルゼンチン共和国杯、ステイヤーズS、金鯱賞
--

※最下位かつ第1着とのタイム差が距離1,800m以上2,000m未満は4秒、2,000m以上は5秒を超えた馬は不交付とする。

表5

競 走		第11着以下
3(4) 歳以上 G1競走	G1競走A	200万円
	G1競走B	150万円

(G1競走A) 大阪杯、天皇賞(春)、宝塚記念、天皇賞(秋)、ジャパンC、有馬記念
(G1競走B) フェブラリース、高松宮記念、ヴィクトリアマイル、安田記念、スプリンターズS、エリザベス女王杯、マイルCS、チャンピオンズC

※JRA所属のオープン馬のみを交付対象とし、タイム差による不交付要件は設定しない。その他不交付要件は、出走奨励金に準ずる。

競走名	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着以下
ヤングジョッキーズシリーズ ファイナルラウンド 第1戦(1勝クラス)	330万円	130万円	83万円	50万円	33万円	26万円	23万円	20万円	10万円	7万円
ヤングジョッキーズシリーズ ファイナルラウンド 第2戦(2勝クラス)	470万円	190万円	120万円	71万円	47万円	38万円	33万円	28万円	14万円	9万円

特別出走手当

- (1) 競走に出走した馬の馬主に対し、表7のとおり特別出走手当が交付されます。
- (2) 前項の規定に関わらず、3(4)歳以上平地競走(芝1,800m以上の競走に限る)に出走した馬の馬主に対しては、表7の金額に60,000円を加えた金額、3歳馬平地競走(芝1,800m以上の競走に限る)および2歳馬競走に出走した馬の馬主に対しては、表7の金額に30,000円を加えた金額が交付されます。また、障害競走に出走した馬の馬主に対しては、表7の金額に10,000円を加えた金額が交付されます。
- (3) 前2項の規定に関わらず、競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に出走した6歳以上の取得賞金500万円以下の馬(地以外の取得賞金200万円未満の馬を除く)の馬主に対しては、前2項の規定による金額から120,000円を減じた金額が交付されます。
- (4) 前3項の規定に関わらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走に出走した以下のいずれかに該当する馬の馬主に対しては、前3項の規定による金額の半額が交付されます。
- ・地
 - ・平地競走に出走した取得賞金が200万円未満の5歳以上馬
 - ・平地競走に出走した4歳の未出走馬および未勝利馬
 - ・第4回中山競馬、第3回中京競馬、第4回東京競馬、第5回京都競馬、第4回新潟競馬、第5回東京競馬、第6回京都競馬、第3回福島競馬、第5回中山競馬、第7回京都競馬および第4回中京競馬の平地競走に出走した3歳の未出走馬および未勝利馬
- (5) 前4項の規定に関わらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走において第8着より後の着順となった馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、表2に定める時間を超えて決勝線に到達した(タイム制限)場合、当該馬の馬主に対しては、前4項の規定による金額の半額が交付されます。ただし裁決委員がやむを得ないと認めたときは、この限りではありません。
- (6) 前5項の規定に関わらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走に出走した以下のいずれかに該当する馬の馬主に対しては、交付されません。
- ・外
 - ・平地競走に出走した4歳以上の未出走馬および未勝利馬
 - ・未出走馬、および未勝利馬が自己条件より上位の平地競走(オープン競走を含む)に出走し、表2に記すタイム制限に該当した場合
- (7) 出走馬が失格したとき、または裁決委員が不適当と認めたときは交付されません。

競 走		表7
重賞競走		495,000円
重賞競走以外の特別競走		495,000円
一般競走	1勝以上の競走	495,000円
	新馬・未勝利競走	495,000円

交流競走協力金等

地方競馬主催者から交付される本賞金が表8の金額に満たなかった場合、差額が交付されます。

表8	競 走	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
	2勝クラス競走	800万円	320万円	200万円	120万円	80万円
	1勝クラス競走	650万円	260万円	160万円	98万円	65万円
	未勝利競走	450万円	180万円	110万円	68万円	45万円

距離別出走奨励賞

芝コースにおいて行う距離1,800m以上の平地競走に出走した当該馬の馬主に対し、下表9-1の金額に下表9-2の比率を乗じて得た金額が距離別出走奨励賞として交付されます。(1万円未満の金額については四捨五入)

表9-1

競 走		1,800m	1,800m超 2,000m以下	2,000m超
3(4)歳以上馬競走	重賞競走以外のオープン競走	140万円	260万円	380万円
	3勝クラス競走			
	2勝クラス競走			
	1勝クラス競走(特別競走に限る)	80万円	140万円	200万円

表9-2

第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
100%	40%	25%	15%	10%
第6着	第7着	第8着	第9着	第10着
8%	7%	6%	3%	2%

内国産馬所有奨励賞

内国産馬奨励賞

表10に定める平地競走の出走馬が内国産馬であった場合、当該馬の馬主に対して交付されます。

表10	競 走	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着
	G1競走・Jpn1競走	330万円	132万円	83万円	50万円	33万円	23万円	17万円	10万円
	G1競走以外の重賞競走	230万円	92万円	58万円	35万円	23万円	16万円	12万円	7万円
	リステッド競走	200万円	80万円	50万円	30万円	20万円	14万円	10万円	6万円
	その他のオープン競走	180万円	72万円	45万円	27万円	18万円	13万円	9万円	5万円
	3勝クラス競走	150万円	60万円	38万円	23万円	15万円	11万円	8万円	5万円
	2勝クラス競走	140万円	56万円	35万円	21万円	14万円	10万円	7万円	4万円
	1勝クラス競走	2・3歳	120万円	48万円	30万円	18万円	12万円	8万円	4万円
		3(4)歳以上	90万円	36万円	23万円	14万円	9万円	6万円	3万円
	新馬競走	2歳	200万円	80万円	50万円	30万円	20万円	14万円	6万円
		3歳	170万円	68万円	43万円	26万円	17万円	12万円	5万円
	未勝利競走	2歳	210万円	84万円	53万円	32万円	21万円	15万円	6万円
		3歳	春季競馬	180万円	72万円	45万円	27万円	18万円	9万円
			夏季競馬	160万円	64万円	40万円	24万円	16万円	5万円

内国産牝馬奨励賞

表11に定める平地競走の出走馬が内国産の牝馬であった場合、当該馬の馬主に対して内国産牝馬奨励賞が交付されます。ただし、当該競走が牝馬のみが出走できる競走であった場合は交付されません。

表11	競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着
	新馬競走	2歳	160万円	64万円	40万円	24万円	16万円	11万円	8万円	5万円
		3歳	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円	7万円	5万円	3万円
	未勝利競走	2歳	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円	7万円	5万円	3万円
		3歳 春季競馬	50万円	20万円	13万円	8万円	5万円	4万円	3万円	2万円

※第1回中山競馬、第1回東京競馬、第2回中山競馬、第1回京都競馬、第2回京都競馬、第1回阪神競馬、第1回小倉競馬、第2回小倉競馬および第1回中京競馬第1～4日の平地未勝利競走に未出走馬として出走した内国産の牝馬の馬主に対しては、上記金額に加えて表12に定める金額を加えて交付されます。

表12							
第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着
50万円	20万円	12万円	7万円	5万円	3万円	2万円	1万円

[B] 諸公課

- ★JRA源泉所得税は{賞金－(賞金×0.2+60万円)}×0.1021で算出します。※ただし、賞金が75万円を超えた場合のみ。
- ★消費税は、賞金×10/110で算出します。※1円未満切り捨て。
- ★クラブ法人源泉所得税は、利益分配金×0.2042で算出します。
- ★愛馬会法人源泉所得税は、(利益分配金－クラブ法人源泉所得税)×0.2042で算出します。

[C] 進上金

★付加賞、特別出走手当を除く賞金の20%（調教師10%、騎手5%、厩務員・持ち乗り調教助手5%）と付加賞の5%（騎手5%）を足した金額です。なお、障害競走に出走の場合は、それぞれ22%、7%となります。

[D] 営業手数料

★賞金の5%（大樹ファーム営業手数料）となります。※ただし、重賞1着時にはその他に特別営業経費が控除されます。

【賞金分配明細】

愛馬が出走した翌月中旬に「月次報告書」として送付いたします。

【 分配金明細 】 2019年01 月度分 分配				
開催日／支給日	2019/01/20	2018/12/05	2018/12/05	
レース名／支給費目	舞鶴ステークス	装蹄費補助金	診療費補助金	馬合計
着順	1			
馬名称	タイキフェルヴール	タイキフェルヴール	タイキフェルヴール	タイキフェルヴール
出資口数	1	1	1	1
他収入		15,200	700	15,900
本賞金	18,200,000			18,200,000
距離別出走奨励賞	0			0
内国産馬所有奨励賞	1,000,000			1,000,000
市場取引馬奨励賞	0			0
付加賞	266,000			266,000
出走奨励金	0			0
特別出走手当	423,000			423,000
その他賞金	0			0
馬主賞金合計	19,889,000			19,889,000
B JRA源泉所得税	-1,563,273			-1,563,273
C 進上金	-3,853,300			-3,853,300
D 手数料等	-994,450			-994,450
B 消費税	-1,473,259			-1,473,259
獲得賞金等分配対象額	12,004,718	15,200	700	12,020,618
出資返戻金				1,210,400
利益分配金				10,810,000
クラブ法人源泉所得税				-2,207,200
B 愛馬会法人源泉所得税				-1,756,400
総分配額				8,056,800
分配額/1口				20,142
分配金額				20,142

競走馬事故見舞金

競走馬がJRAの施設内でのケガなどで3カ月以上休養する場合には、以下の金額が支給されます。ただし状況により減額されることがあります。

番号	事故の種類	見舞金の額
1	競走中の事故により死亡し、又は死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて安楽死の処置がなされた場合	685万円
2	調教中又は輸送中の事故により死亡し、又は死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて安楽死の処置がなされた場合	670万円
3	競走中の事故により競走の用に供することができなくなった場合	650万円
4	調教中又は輸送中の事故により競走の用に供することができなくなった場合	635万円
5	競走中の事故により事故発生の日から1年以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	410万円
6	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から1年以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	395万円
7	競走中の事故により事故発生の日から9カ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	380万円
8	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から9カ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	365万円
9	競走中の事故により事故発生の日から6カ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	330万円
10	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から6カ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	315万円
11	競走中の事故により事故発生の日から3カ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	265万円
12	調教中又は輸送中の事故により事故発生の日から3カ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	250万円
13	競馬会の施設内において、法定伝染病以外の疾病又は負傷により死亡し、又は死にひんし救うことのできない状態に陥ったものと認められて、安楽死の処置がなされた場合	660万円
14	競馬会の施設内において馬伝染性貧血により死亡し、又は殺処分された場合	13号へ統合
15	競馬会の施設内において、法定伝染病又は天災地変、火災、落雷、暴動等により死亡し、又は安楽死の処置がなされた場合（第14号に該当する場合を除く）	13号へ統合
16	競馬会の施設内において発生した四肢その他の故障により中央競馬の競走馬として不適当と認められ、競走馬登録を抹消する場合（前各号に該当する場合を除く）	2006年10月31日で原則終了
17	競馬会の施設内において発生した腱炎（屈腱炎を除く）、関節炎、蹄病、骨瘤、骨膜炎、眼病、鼻出血、心房細動、肺炎、胸膜炎、フレグモニー、肩跛行及び寛跛行により、ひき続き6カ月以上中央競馬の競走に出走できなかった場合	190万円
18	競馬会の施設内において発生した屈腱炎、他3疾病（胸膜炎・蹄葉炎・変位症）により9カ月以上中央競馬の競走に出走できなくなった場合	355万円

注) 第3号から第12号までの事故とは、骨折、脱臼、外傷又は腱断裂のことを指します。
第5～12号、第17号については、支給回数に関わらず全額支給となります。
第18号については、屈腱炎は支給回数に関わらず全額支給となりますが、他は1疾病につき1回の支給となります。
第16号については、2006年10月31日をもって原則終了となったため、本年度募集馬が適用を受けることはありません。

競走馬登録抹消給付金・付加金

JRAの競走馬登録を抹消した場合に、「抹消給付金」および「付加金」が支給されます。ただし、以下のいずれかの場合は支給を受けることができません。

- ①直近の競走馬登録を受けている間に競馬会の厩舎に入厩していた日数が通算60日未満の場合（見舞金5号から12号まで又は18号のいずれかを受給し、その休養加療期間中に競走馬登録を抹消する場合を除く）。
- ②過去に抹消給付金又は付加金を受給したことがある場合。
- ③見舞金1号から4号まで又は13号を受給する場合。

※ 日付は2024年のもの

		付加金								
抹消給付金	抹消時期	2歳	3歳（～4/19）	3歳（～5/31）	3歳（～7/26）	3歳（～12/31）	4歳	5歳（～5/31）	5歳（6/1～）	6歳以上
	出走回数区分	（110万円）		（105万円）	（65万円）	（45万円）	（70万円）		（30万円）	（15万円）
	5回以上（125万円）	235万円		230万円	190万円	170万円	195万円		155万円	140万円
	4回（115万円）	225万円		220万円	180万円	160万円	185万円		145万円	130万円
	3回（110万円）	220万円		215万円	175万円	155万円	180万円		140万円	125万円
	2回（70万円）	180万円		175万円	135万円	115万円	140万円		100万円	85万円
	1回（45万円）	155万円		150万円	110万円	90万円	115万円		75万円	60万円
	未出走（30万円）	140万円		135万円	95万円	75万円	100万円		60万円	45万円

※タイムオーバーに該当した競走についても「出走」したとみなされますが、初出走時にタイムオーバーとなった場合、「出走」とみなされません。（2019年9月7日以降適用）

事故見舞金について

中央競馬会の施設内での競走馬の不慮の事故に対して、事故見舞金が中央競馬馬主相互会より支給されます。事故見舞金は支給後、状況に応じて適時お振り込みいたします。基本的には事故見舞金の対象馬が出走した翌月末日の振り込みとなります。

(例) 1月の競走中の事故により事故見舞金の給付が決定
⇒6カ月の療養ののち、7月に出走
⇒8月分分配金と一緒に事故見舞金をお振込み

精算

皆様の愛馬が引退した場合、クラブはその愛馬にかかった諸経費と事故見舞金・補助金、馬の売却代金などを精算いたします。そこで余剰金が生じた場合には、出資口数に応じて分配いたします。精算は通常、競走馬登録抹消（未登録馬は引退）月の翌々月末日に行います。なお、当該出資馬の運用中に権利放棄をされた顧客についての精算は行われません。

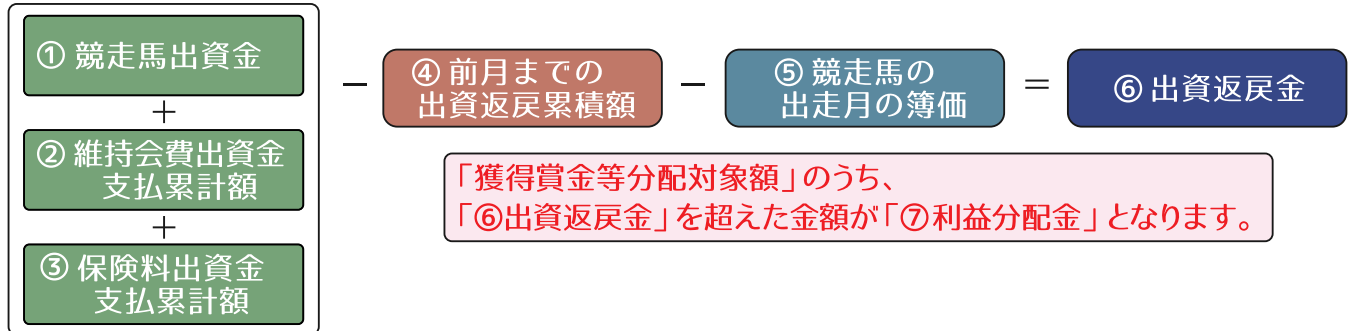


TAIKI RACING CLUB

賞金等分配の「出資返戻金」と「利益分配金」の区分方法

◎賞金等分配の基となる金額（「獲得賞金等分配対象額」）を、「出資返戻金」と「利益分配金」とに区分します。
「獲得賞金等分配対象額」とは、獲得賞金等から進上金・JRA等源泉所得税・消費税・手数料等を除いたものとなります。

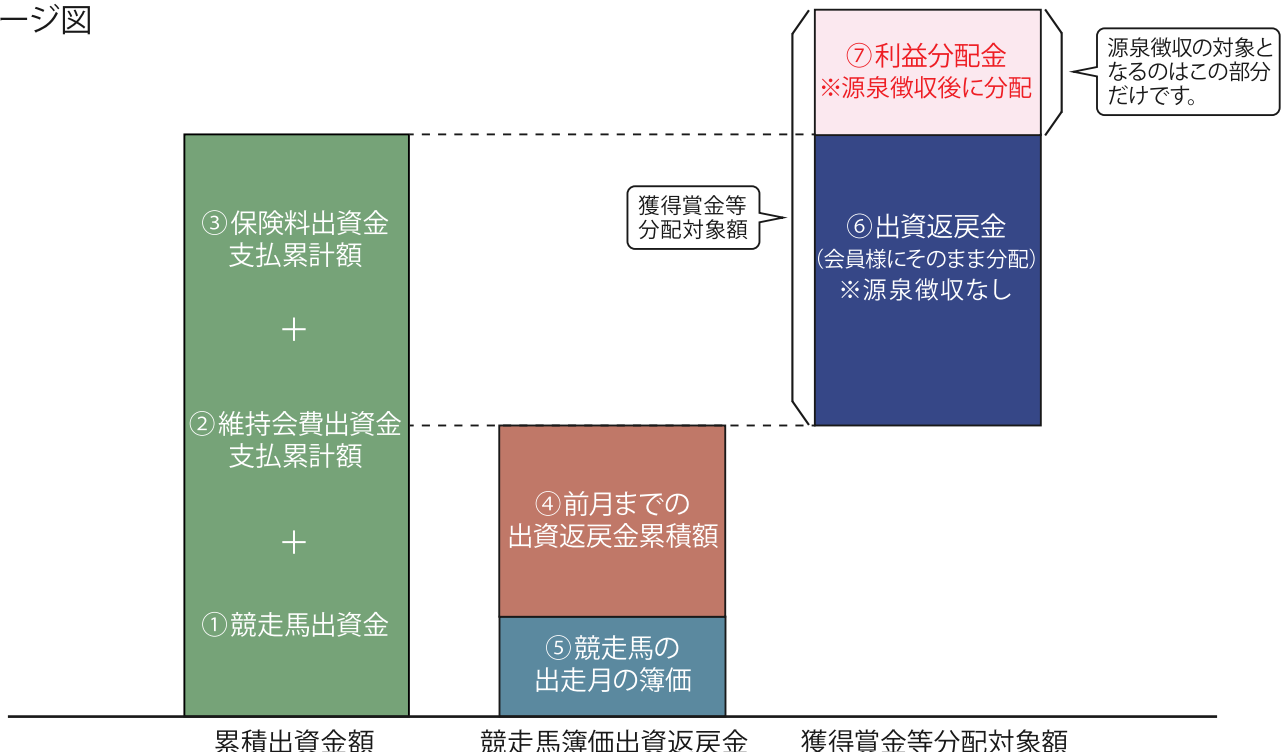
●「出資返戻金」の計算式



用語説明

- | | |
|--|---|
| <p>① 競走馬出資金
募集の際、ご出資いただいた出資金で、「馬代金」に相当する金額です。</p> <p>② 維持会費出資金支払累計額
2歳1月分より出走月までに追加出資いただいた「維持会費出資金」の合計となります。</p> <p>③ 保険料出資金支払累計額
出走月までの「保険料出資金」の合計になります。</p> <p>④ 前月までの出資返戻金累計額
前月までに獲得した賞金等によって返戻済みの出資金の合計額です。</p> | <p>⑤ 競走馬の出走月の簿価
「競走馬の出走月の簿価」は、次の計算式により求めたものとなります。
出走月の簿価 = 競走馬の出資金 − 出走月までの減価償却累計額
※「出走月までの減価償却累計額」とは、競走馬の取得価格を48カ月で除して2歳4月から出走月までの月数を乗じたものとなります。
※競走馬の減価償却年数は4年（48カ月）です。2歳4月より減価償却開始となります。</p> <p>⑥ 出資返戻金
出資金の戻しとして処理されます。</p> <p>⑦ 利益分配金
利益として処理されます。</p> |
|--|---|

●イメージ図





TAIKI RACING CLUB

賞金等分配のシステム(イメージ)

月次分配で控除された①JRA等源泉所得税、②クラブ法人源泉所得税は、年次分配にてお支払いいたします。

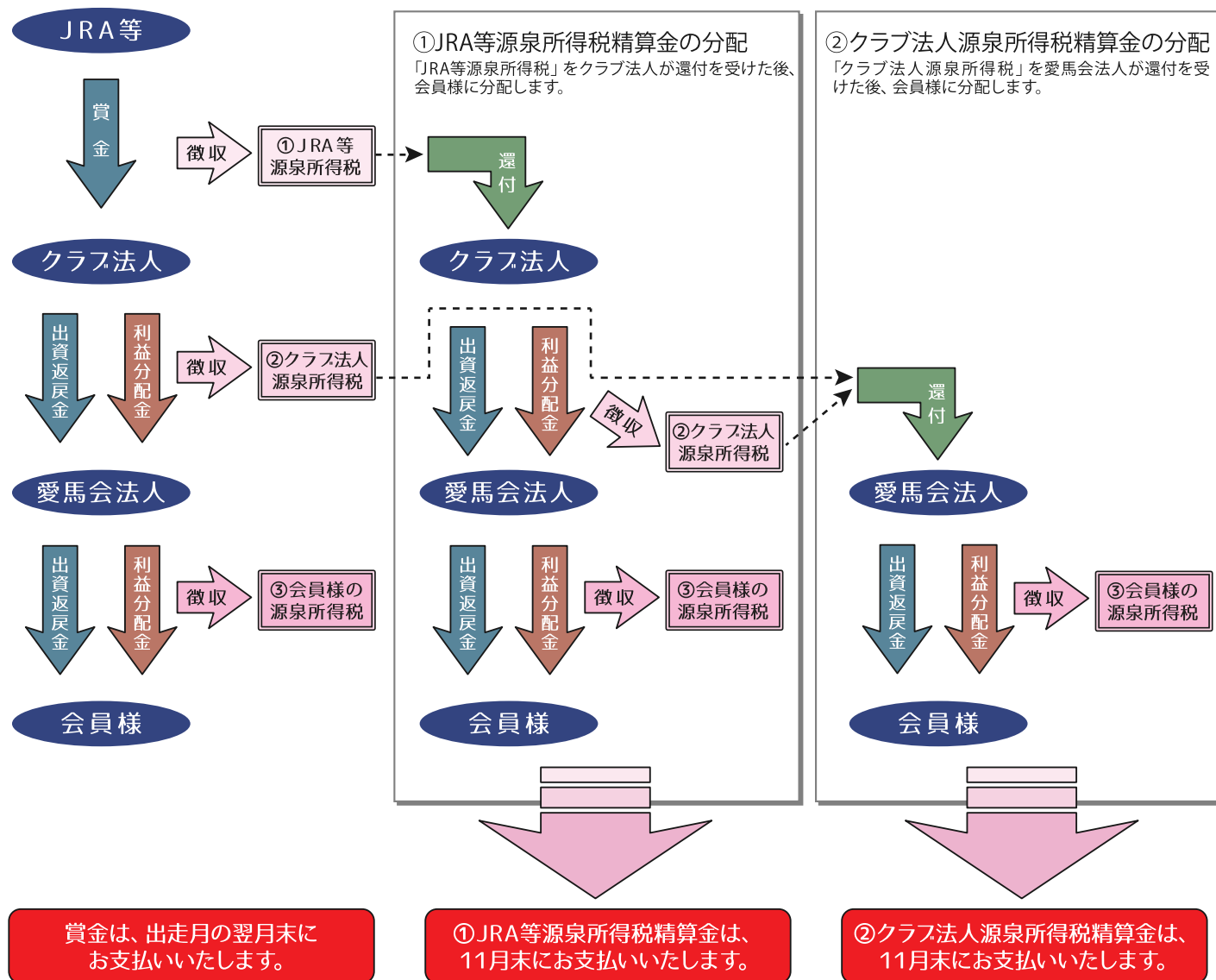
1.月次分配

(賞金獲得時の翌月末に分配)

2.年次分配

(JRA等源泉所得税精算金およびクラブ法人源泉所得税精算金は11月末に分配)

※当該出資馬が引退した場合の年次分配については、運用終了に際して分配時期を繰り上げて、引退精算分配します。



★出資返戻金

出資返戻金は、源泉徴収の対象となりません。「愛馬会法人」を経由して会員様にそのまま分配されます。

★利益分配金

利益分配金は20.42%の源泉徴収の後にクラブ法人から愛馬会法人に分配されます。愛馬会法人が、会員様に分配する際に、20.42%の源泉徴収が行われます。

★「JRA等がクラブ法人に賞金を支払う際に行った源泉徴収税額」と「クラブ法人が愛馬会法人に利益分配される際に行った源泉徴収税額」は、クラブ法人および愛馬会法人がそれぞれの決算において法人税に充当し精算を受けた後、11月末にあらためて分配いたします。

『大樹レーシングクラブ会員規約』（競走用馬ファンドの契約にあたって） 《契約締結前（時）の交付書面》

1. クラブ法人および愛馬会法人

(1) クラブ法人

- ・商号：有限会社大樹ファーム
- ・住所：北海道浦河郡浦河町字西幌別353番地の3
- ・代表者：荻野豊
- ・登録番号：北海道財務局長（金商）第21号
- ・資本金：2,000万円
- ・主要出資者：荻野豊
- ・他に行っている事業：競走馬の保有、生産、育成、管理販売およびこれらに付帯する一切の業務

(2) 愛馬会法人

- ・商号：株式会社大樹レーシングクラブ
- ・住所：北海道浦河郡浦河町字西幌別353番地の3
- ・代表者：荻野史子
- ・登録番号：北海道財務局長（金商）第41号
- ・資本金：7,990万円
- ・主要株主：有限会社ビクトリーホースランチ

(3) 本店所在地等および顧客が営業者に連絡する方法

本店所在地ならびに電話番号は以下のとおりです。顧客が愛馬会法人に連絡する方法等については、訪問もしくは電話連絡、ホームページ内のお問い合わせフォームからの連絡により、以下の時間帯で受け付けます。

〒057-0002 北海道浦河郡浦河町字西幌別 353 番地の 3
TEL 0146-26-7676 FAX 0146-28-1452
月曜日～金曜日 / 10:00～17:00
クラブ公式ホームページ <https://www.taiki-rc.com>

2. 金融商品取引契約等の種類ならびに顧客から出資された財産の運用形態

(1) 金融商品取引契約の種類

商法（明治 32 年法律第 48 号、以降の改正を含む）第三篇第四章第 535 号により規定された匿名組合の契約形態であって、顧客が匿名組合員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員（本書面において「顧客」という）に分配することを約束する契約です。

(2) 顧客から出資された財産の運用形態

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）は、愛馬会法人から日本中央競馬会（以下「JRA」という）および地方競馬全国協会（以下「NAR」という）に馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づき現物出資され、当該クラブ法人により JRA および地方競馬主催者（以下「JRA 等」という、NAR に登録・在籍する場合については後述「25.」を参照のこと）の競走に出走させて得た賞金から諸経費を控除した額（本書面において「獲得賞金分配対象額」といい、賞金およびその他収入から諸経費を控除した額は「獲得賞金等分配対象額」という）をクラブ法人は愛馬会法人に対して支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払額を出資口数に応じて算出し、顧客に対して支払うものです。獲得賞金等分配対象額は、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配金に区分します。愛馬会法人は、この分配作業を月次において行い、顧客に分配します（以下「月次分配」という）。獲得賞金等分配対象額のうち、JRA 等がクラブ法人に支払う賞金からは、源泉徴収が行われます（以下「JRA 等の源泉徴収」という）。

また、愛馬会法人とクラブ法人との間の当該出資馬の現物出資は匿名組合契約で行われることから、クラブ法人から愛馬会法人に賞金が支払われる際、匿名組合の利益分配金に対して 20.42%が源泉徴収されます（以下「クラブ法人の源泉徴収」という）。「JRA 等の源泉徴収」はクラブ法人に帰属し、また、「クラブ法人の源泉徴収」は愛馬会法人に帰属しますが、両法人がそれぞれ決算において法人税額に充当し精算を受けた後、愛馬会法人は、クラブ法人の行った当該精算分を含め、これら源泉精算相当額を顧客に分配するものとし、この分配作業を年次において行い、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配金に区分して計算して顧客に分配します（以下「年次分配」という）。当該出資馬について、やむを得ない理由により JRA 等の競走馬登録が行えない、あるいは JRA 等の競走馬登録を抹消する等の事由で運用が終了し、この際、分配金のある場合には愛馬会法人は引退時における分配作業を行い、一定の基準（※後述「14.」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配金に区分して顧客に分配します（以下「引退精算分配」という）。従って、本金融商品取引契約は、クラブ法人が当該出資馬を運用し、運用により得られた利益等について愛馬会法人は、月次分配・年次分配・引退精算分配等の方法により顧客に分配するものです。

3. 競走用馬ファンド受益権の販売に関する事項

(1) 入会および出資申込の方法ならびに出資金払込の期日および方法等

① 新規に入会する顧客の場合

募集馬に対して出資を希望する顧客は、まず愛馬会法人へ入会していただく必要がありますので、本書面を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行ってください（ただし、20 歳未満の者、外国籍で国内非居住者でかつ、日本の金融機関に口座開設のない個人の方、日本に本店もしくは支店のない外国法人で、かつ日本の金融機関に口座開設のない外国法人、募集馬に出資するについて必要な認知、判断、意思疎通を適切に行うことが困難と判断される者、破産者、競馬関与禁（停）止者、暴力団関係者は入会できません）。

i 出資申込の方法等

顧客は、出資を希望する募集馬の出資予約を電話等で行った上で、送付されてくる『出資申込書』および『預金口座振替依頼書』に必要事項を記入して、『本人確認書類』と『個人番号確認書類』（法人でお申込みの場合は代表者の『本人確認書類』と『法人番号確認書類』のほかに、『法人確認書類』）を添えて愛馬会法人にご返送ください。『出資申込書』が愛馬会法人に到着し、契約が成立した後、顧客に対して『出資計算書』を送付します。顧客は、当該『出資計算書』の発行日翌日から 2 週間以内に、当該『出資計算書』に記載されている合計金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。愛馬会法人は、入金確認後に、顧客に対して『会員証』を発行します。なお、『会員証』を紛失等され、再発行する場合については、再発行代として 2,500 円いただきます。また、『会員証』は、退会時に、愛馬会法人に対して返還していただきます。

ii 「出資計算書」に記載の項目について

- 入会金：10,000 円（税込）
- 一般会費：※後述「4. (1)」のとおりに申込書受理月分
- 出資金

一括払いの場合は全額。ただし、一括払いの場合には期間限定の割引が適用されます。分割払いの場合には、『出資申込書』を愛馬会法人が受理した日の属する月（以下「申込書受理月」という）の金額。分割払回数は申込書受理月により異なり最大7回まで（2歳の3月まで）。ただし、申込書受理月分から当該出資馬が2歳3月に到達する月支払分までの期間内に分割払いを完了する必要があります。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますのでご注意ください。（※例えば、申込書受理月が2歳1月の場合にあっては、分割回数は3回となります。）また、一括・分割の支払方法決定後は双方への変更は不可、分割支払い中の残高一括支払いはできません。

※詳しくは『クラブガイド』P.27 の「募集馬支払早見表」をご覧ください。

- 維持会費：※後述「4. (2)」のとおりに
- 競走馬保険料：※後述「4. (3)」のとおりに

iii 入会後に顧客からお支払いいただく費用および自動引落等の方法について以下の経費の自動引落については、原則として、愛馬会法人が顧客に対して『出資計算書』を送付した日の属する月の翌月以降の23日から開始させていただきます。また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』に記載されている金額を毎月23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

- 一般会費：※後述「4. (1)」のとおりに申込書受理月の翌月以降分
- 分割払出資金：2回目以降分割払金
- 維持会費：※後述「4. (2)」のとおりに
- 競走馬保険料：※後述「4. (3)」のとおりに

②既に会員になられている顧客の場合

i 出資申込の方法ならびに出資金払込の期日および方法等

顧客は、本書面を熟読の上、ホームページ内「出資申込フォーム」よりお申込みください。または電話による出資予約を行った上で、『出資申込書』に必要事項を記入して愛馬会法人に送付してください。ホームページからの出資申込完了、または『出資申込書』が愛馬会法人に到着し、契約が成立した後、顧客に対して『出資計算書』を送付します。当該『出資計算書』に記載されている合計金額は、『出資計算書』に記載された日付に自動引落させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『出資計算書』に記載されている期日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

ii 「出資計算書」に記載の当該出資馬に係る項目について

- 出資金
一括払いの場合は全額。ただし、一括払いの場合には期間限定の割引が適用されます。分割払いの場合には、ホームページからの出資申込が完了、または『出資申込書』を愛馬会法人が受理した日の属する月（以下「申込受理月」という）の金額。分割払回数は申込受理月により異なり最大7回まで（2歳の3月まで）。

ただし、申込受理月分から当該出資馬が2歳3月に到達する月支払分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますのでご注意ください。（※例えば、申込書受理月が2歳1月の場合にあっては、分割回数は3回となります。）また、一括・分割の支払方法決定後は双方への変更は不可、分割支払い中の残高一括支払いはできません。

※詳しくは『クラブガイド』P.27 の「募集馬支払早見表」をご覧ください。

- 維持会費：※後述「4. (2)」のとおりに
- 競走馬保険料：※後述「4. (3)」のとおりに

③会員資格の喪失

- i 顧客が、支払義務の発生している出資金、一般会費、維持会費および競走馬保険料について、納入期限までに履行しない場合においては、愛馬会法人は、当該債務額に対して年率 14.6%の割合による延滞利息の支払いを求める場合があります。
- ii 顧客が、納入期日から 2ヶ月以上履行しない場合や過去1年間に 4回以上の滞納があった場合には、その会員資格は失効するものとし、さらに顧客が有していた配当金および精算金に係る受領権ならびに当該出資馬に係る一切の権利も消滅するものとします。
- iii 顧客が、次の事項に該当して愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合、愛馬会法人は係る顧客に対して退会を求めることができます。
 - ・本書面の後述「12. (3)」の記載内容に違反した場合
 - ・愛馬会法人に登録されている顧客個々のユーザー ID、パスワードを公表、漏洩し、不正使用と認められた場合
 - ・愛馬会法人のホームページ等、愛馬会法人に権利が属するものを無断に販売・複製・転載等した場合
 - ・愛馬会法人、クラブ法人、当該出資馬およびそれらの関係者に対して、公共の媒体（テレビ、ラジオ、インターネット、SNS 等）または公の場にて、誹謗中傷と受け取れる内容の発言等を行い、社会的評価を低下させ、愛馬会法人およびクラブ法人に不利益を及ぼす、あるいはその可能性が生じた場合

(2) 競走用馬ファンド受益権の名称

『募集馬パンフレット』をご覧ください。

(3) 販売予定総額および口数

1頭あたりの募集予定額および口数は、募集馬によってそれぞれ異なりますので、『募集馬パンフレット』をご覧ください。

(4) 販売単位

愛馬会法人では、全ての募集馬について1口単位で販売します。

(5) 出資申込期間および取扱場所

①申込期間

各募集馬へのお申し込みは、売日日から当該出資馬の募集口数が満口になった時点、JRA 等の競走用馬としての登録を申請（トレーニングセンター入厩または産地馬体検査受検）する前、もしくは 2025 年 6 月 30 日（月）17：00 までの間など、愛馬会法人が指定した申込締切日のいずれかの早い日までを申込期間とします。

②申込取扱所

愛馬会法人の事務所において営業時間内（月曜日～金曜日 / 10：00～17：00）に受け付けています。また、愛馬会ホームページ内「出資申込フォーム」にて随時受け付けています。

4. 愛馬会法人が顧客から徴収する会費および追加出資金の徴収方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払義務の発生に応じて顧客にお支払いいただく該当月の中旬までに、顧客に対して『月次報告書』（ただし、新規に入会・出資する顧客の場合における書面は『出資計算書』という）を送付します。

※NAR 所属馬の維持会費および競走馬保険につきましては、後述「25. (1)・(2)」のとおり

(1) 一般会費

当該経費は、愛馬会法人の運営費に充てられるもので、申込書受理月分から顧客の支払義務が発生し、出資頭数にかかわらず毎月1名につき2,750円（税込）の費用をお支払いいただくこととなります。

i 申込書受理月分のお支払い方法（新規に入会・出資する顧客のみ）

顧客は、『出資計算書』の発行日翌日から2週間以内に、当該『出資計算書』に記載されている合計金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

ii 申込書受理月の翌月以降分のお支払い方法

原則として申込書受理月の翌月以降の月から自動引落を開始させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。

また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』に記載されている金額を毎月23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

(2) 維持会費

当該経費は、当該出資馬の運用において生じる費用（育成費および厩舎預託料、各種登録料、輸送費など）に充当するためのものであって、JRAへ競走馬登録を行い運用する当該出資馬については、これを1頭あたり月額70万円と設定し、各募集口数で除したものが1口あたりの維持会費額となります。当該出資馬の募集開始日が2歳1月までの場合には、2歳1月に到達した月から顧客の支払義務が発生します。また、募集開始日が2歳2月以降となる場合、維持会費の支払義務は、募集開始日の属する月より発生します。なお、当該出資馬が2歳2月に到達した月以降に出資申込をした場合であっても、支払義務が発生している維持会費を遡及し、ご負担していただきます。また、維持会費の合計から預託料の実績額を控除して余剰金がある場合には当該出資馬の引退時に顧客に対して返金いたします。ただし、顧客が当該出資馬の運用中に匿名組合契約を解約した場合は返金されません。

i お支払い方法

当該出資馬2歳1月分から自動引落を開始させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』ならびに『出資計算書』に記載されている金額を毎月23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

なお、当該出資馬が2歳2月に到達した月以降に出資申込をした場合であっても、支払義務が発生している維持会費は遡及してご負担していただく必要があります。よって、初回の『月次報告書』ならびに『出資計算書』に限定して、支払義務が発生している月分までの合計金額を記載しております。

(3) 競走馬保険料

① 募集開始日が2歳1月までの場合

保険会社が取り扱う競走馬保険に2歳1月1日より加入するものとし、

保険期間は1月1日午後4時に始まり、翌年1月1日午後4時までとします。当該2歳馬保険金額に係る顧客の支払義務は当該出資馬に出資した時点で発生します。以降、3歳馬保険および4歳馬保険については、当該馬齢に到達する前年11月に支払義務が発生し、顧客は、保険料を当該出資馬の出資額に応じて負担していただくこととなります。なお、当該出資馬2歳1月1日以降に出資申込をした場合であっても、当該馬齢における年間保険料は、顧客に負担していただくこととなります。

② 募集開始日が2歳2月以降となる場合

募集開始日の属する月の1日より競走馬保険に加入します。従って前述「(3)①」の事項のうち、保険年度および当該保険金額に係る顧客の支払義務については、募集開始日の属する月の1日を始点にそれぞれ移行するものとします。

i お支払い方法

・ 2歳馬保険

新規に会員になられる顧客の場合には、『出資計算書』の発行日翌日から2週間以内に、当該『出資計算書』に記載されている合計金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んでください。既会員の顧客の場合には、『月次報告書』に記載された日付から自動引落させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。

ただし、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』に記載されている金額を23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

・ 3歳馬保険および4歳馬保険の場合

当該馬齢に到達する前年11月に自動引落させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。また、自動引落の手続きが完了していない顧客ならびに自動引落を希望されない顧客は、愛馬会法人が指定する金融機関口座に、『月次報告書』に記載されている金額を11月23日までに振り込んでください（振込手数料は顧客負担となります）。

ii 注意事項

- ・ 愛馬会法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走馬保険に対応することとなります。
- ・ 競走馬保険は、当該出資馬が不慮の事故、傷害、疾病、火災および落雷、法定伝染病による死亡、予後不良、または指定獣医の認定に基づく安楽死処置に対してのみ支給されるもので、骨折や屈腱炎等に起因する競走能力喪失による引退の場合には支給されません。
- ・ 当該出資馬の保険金額は、2歳馬については出資額の100%、3歳馬については出資額の70%、4歳馬については出資額の50%を保険金額とします。
- ・ 年間の保険料率は、出資額の3.2%となります（2024年7月現在）。5歳以降は、競走馬保険の対象外とします。
- ・ 当該出資馬が障害競走に出走する場合、出走のために当該競馬場に搬入され、レース終了後、そこから搬出された時までの期間を対象に、保険金額の20%または200万円のいずれか低い方を限度に支給されます。なお、生涯通算での障害競走への出走回数が3回に至るまでを支給の対象とし、4回目以降の出走からは支給の対象外となります。

- ・障害競走から平地競走へ運用方針を変更する場合、当該年度の翌年1月1日午後4時までの競走馬保険に再加入するものとし（当該出資馬が5歳以上の場合は、競走馬保険の対象外とします）、当該期間分の保険料に相当する保険料出資金を再加入した日の属する月の翌月に自動引落させていただきます（顧客が利用するファイナンス会社により自動引落日が異なりますのでご注意ください）。ただし、保険加入額は従前の募集金額で設定することを予定していますので、競走馬保険料もそれに相当するものとなります。また、1口あたりの保険料算出において1円未満は切り上げいたします。なお、翌年度以降の保険料出資金については、再加入月により支払月が変動します。
- ・当該出資馬に不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもってその損害すべてに対する補填とし、顧客は、愛馬会法人およびその関係者に対して何らの請求もしないものとします。
- ・当該出資馬が引退のため、競走馬保険を保険期間において途中解約した際に、保険会社より支払われる解約返戻金があった場合は、顧客に返金いたします。
- ・当該出資馬の運用開始は2歳1月1日からとなりますので（前述「4. (2)」および後述「12. (4)」参照）、同日以降に当該出資馬の死亡その他の理由により運用が終了した時点でなお未払いの競走馬出資金がある場合（分割払い制度に基づく未払分を含む）には、顧客はかかる未払い競走馬出資金（募集価格に出資口数を乗じた金額から既払い分を控除した残額）を愛馬会法人に対し納入することを要します。保険金を受ける場合など、保険金を含む引退精算分配総額は競走馬出資金の未払分に充当されます。充当後に未払分が残る場合、顧客は一括してこれを愛馬会法人に支払います。また、充当後に保険金等が残余となる場合、当該残余金は顧客に分配されます。

(4) 海外遠征費

当該出資馬の日本国外での出走（以下「海外遠征」という）については、クラブ法人が、調教師等と協議し、検討した上で決定し、クラブ法人から愛馬会法人に海外遠征決定の報告があった時点で顧客に通知します。また、進上金の取扱いについては、遠征先のルールに従うものとし、さらに JRA 等交付の褒賞金については、これを進上金の対象とします。また、遠征に際して生じた検疫・輸送の帯同人件費、登録料、海外保険等の経費について、顧客は、遠征馬の競走成績に係わりなく、これを負担するものとします。海外遠征では、クラブ法人への賞金等の入金時期が遠征先の事情により異なり、また、遠征費用のすべてを把握するのに時間を要する為、愛馬会法人は、収入費用が確定次第、分配・追加出資等の事務作業を行います。

5. 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期末に匿名組合契約に係る損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、競走馬の減価償却費、進上金、営業手数料等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数に応じて顧客に帰属します。

6. 顧客への利益分配金に対する課税方法および税率

(1) 顧客が個人の場合

個人顧客（愛馬会会員）が前述「2.(2)」および後述「14.」で定める獲得賞金等分配対象額のうち利益分配金として受け取った金額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます（分配の際に源泉徴収の対象となり、徴収された所定の所得税（20.42%）は、

確定申告時に精算となります）。また、運用期間中に生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により填補されるまで繰越します。従って、運用終了時に生じた損失金は雑所得内での損益通算は可能ですが、他の所得とは損益通算できません。

(2) 顧客が法人の場合

法人顧客（愛馬会会員）が前述「2.(2)」および後述「14.」で定める獲得賞金等分配対象額のうち利益分配金として受け取った金額は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人顧客の課税所得の計算上損金の額に算入されます。運用終了時に利益分配金として受け取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、運用終了時に生じた損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されます。

7. 匿名組合契約（金融商品取引契約）期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、顧客と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、顧客に対して出資割合に応じて精算金等の支払いが完了した期日までとします。

8. 匿名組合契約（金融商品取引契約）の変更に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として顧客に対して同意を得た上で変更を行います。また、現在適用になっている法律の改正およびその他法律の適用を新たに受けることとなった場合においては、その法律が優先されるため、記載事項の内容について変更しなければならない場合があることを付言します。なお、上記変更が発生した場合は、書面にて通知することにより開示し、変更手続きを行うこととします。

9. 匿名組合契約（金融商品取引契約）の解約または解除に関する事項

(1) 解約の可否および条件

顧客は、解約をする日の属する月分までの出資金（支払期日の到来していない分割払出資金の未払いが存在する場合は、この未払金を全額完納）、一般会費、維持会費および競走馬保険料を支払った上で、当該出資馬が運用中であっても匿名組合契約を解約することができます。ただし、その際に顧客には、当該出資馬に対する権利を放棄していただきます。なお、顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、維持会費、競走馬保険料および当該出資馬の未精算の精算金等についても返金されません。

(2) 解約の方法

顧客は、愛馬会法人に連絡の後、所定の書類に自署、押印の上、『会員証』と共に、愛馬会法人へ送付し手続きを完了するものとします（所定の書類は愛馬会法人より送付いたしますので、お手元に届いた日から7日以内に返送ください）。なお、解約日は、顧客が愛馬会法人に解約の連絡をした日の属する月の末日となります。

(3) 解約手数料

匿名組合契約を解約した場合の解約手数料は発生いたしませんので、支払義務はございません。

(4) 解約申込期間

匿名組合契約成立年月日より匿名組合契約が終了される日までの期間とします。

(5) 解約によるファンドへの影響

当該出資馬に係る多数の匿名組合契約の解約または解除があった場合でも、原則として当該出資馬の運用に影響はありません。ただし、当該出資馬の馬体状況および競走成績を考慮した上で運用を終了する場合があります。

(6) クーリングオフの制度はありません

競走用馬ファンドは、金商法第 37 条 6（書面による解除）の適用を受けず、本金融商品取引契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。ただし、当該契約日から7日を経過するまでの間、書面にて愛馬会法人に通知することにより当該契約を解除することができます。その際、愛馬会法人に納入済の出資金等代金については、振込手数料を差し引いて返金いたしますが、顧客が納入の際に負担した振込手数料については、愛馬会法人では負担いたしかねますので、あらかじめご承知おください。なお、当該契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

10. 競走用馬ファンド受益権の譲渡に関する事項

顧客は匿名組合契約上の地位を、愛馬会法人の書面による同意なしに譲渡し遺贈し、または質入することはできません。

11. 顧客から出資された財産の投資の内容および財産管理方針に関する事項

(1) 商品投資の内容および投資制限

顧客から出資された財産は、金商法第2条第2項第5号および第6号に掲げる権利であって、府令第7条第4号二(1)に規定する競走用馬（競馬法第14条に基づき、JRA 等が行う登録を受け、または受けようとする競走用馬）に限定して投資を行います。

(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資および流動性に欠ける投資対象への投資の有無

①借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料の費用は、顧客から預託されている維持会費で充当します。顧客から預託されている維持会費で賄えない超過額が発生した場合および見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該出資馬の運用終了時に行う精算金額の計算段階で当該借入金額を算入しますので、顧客に対して負担を求めることがあります。

②集中投資、他の商品ファンドへの投資および流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA 等から支払われた賞金等を活用して、別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配金および出資返戻金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。よって、利益分配金および出資返戻金については、顧客に対して支払うまでの間、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績およびその他の事由により、運用終了日が繰上がる場合があります。

(4) 運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2 歳 1 月 1 日とします。

ただし、募集の開始日が2歳2月以降となる場合には、募集開始日の属する月の1日を運用開始予定日とします。

(5) 運用終了予定日について

愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資された当該出資馬の場合については、馬体状況および競走成績を考慮し、クラブ法人が当該

出資馬の所有権に基づいて、(i) 競走馬として第三者等へ売却譲渡する、または(ii) JRA もしくは NAR の競走馬登録を抹消する（未登録馬については登録しない）ことを決定します（登録抹消後、種牡馬として売却する場合も含む）。クラブ法人は、(i) の場合は、競走馬としての売却譲渡の内容を、(ii) の場合は、登録抹消済みまたは未登録のまま登録しないことが確定した当該出資馬を第三者等に譲渡するなどの手続き開始を、それぞれ愛馬会法人に伝達し、愛馬会法人は出資会員宛にその旨を通知します。上記(i) 売却、(ii) 登録抹消をもって競走用馬ファンドは運用終了（本書面において「引退」または「運用終了」ということがある）となるため、運用終了予定日は未定です。当該出資馬の引退後は、愛馬会法人へ返還し、愛馬会法人が第三者へ売却等を行います。また、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の場合については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が、馬体状況を考慮の上、クラブ法人に現物出資をしないことの変更手続き（本書面において「引退」または「運用終了」ということがある）を行い、その後、第三者へ売却等を行うため、運用終了予定日は未定です。ただし、当該出資馬が牝馬の場合には、原則として6歳3月末をもって運用終了としますが、馬体状況および競走成績を考慮し、運用終了日が繰上がる場合があります。また、6歳4月以降も運用を続行する場合は、愛馬会法人はクラブ法人の決定を受けて、顧客に対し事前にその旨を通知します。

(6) 引退馬のオークションサイト等への出品について

当該出資馬の引退・運用終了に際して、クラブ法人はオークションサイト等に出品し、当該出資馬を競走馬として売却する場合があります。

- (i) 当該出資馬がオークションサイトに出品され第三者に落札された場合、繋養経費は出品馬引渡し以降に買主の負担となります。このため、顧客は当該出資馬の預託料等を出品馬の引渡し日の前日まで負担するものとします。
- (ii) オークションサイトへの出品は原則として JRA の競走馬登録抹消後となりますが、当該出資馬が JRA から転籍するなどして NAR で運用されていた場合は競走馬登録を抹消することなく出品となる可能性があります。
- (iii) 売却代金から売却申込料、銀行振込手数料等を差し引いた金額（消費税等控除後）が顧客への分配対象となります。
- (iv) 出品馬に応札がなく「主取り」となった場合、売却申込料の返却はありません。また、「主取り」となった当該出資馬の競走馬登録抹消がされていない場合、クラブ法人は直ちに競走馬登録抹消の手続きを行い、顧客は抹消手続きが完了するまでの預託料等を負担するものとします。

(7) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了するものとし、毎年12月31日を決算日とします。

(8) 顧客から出資を受けた財産の管理口座

金融商品取引法第40条の3および内閣府令第125条の求めに従って、事業者の財産と出資財産とを分別管理するため、愛馬会法人およびクラブ法人は、匿名組合運用に関わる顧客から受けた出資金を下記の口座にて適切に資金管理します。

①愛馬会法人における出資財産の資金管理口座

- ・北洋銀行 浦河支店 普通預金 口座番号 3069840
口座名義 株式会社大樹レーシングクラブ

②クラブ法人における出資財産の資金管理口座

- ・北洋銀行 浦河支店 普通預金 口座番号 3069839
口座名義 有限会社大樹ファーム
- ・北洋銀行 浦河支店 普通預金 口座番号 3064421
口座名義 有限会社大樹ファーム

12. 顧客の権利および責任の範囲

(1) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容

顧客は、匿名組合契約（商法第 542 条、金商法第 47 条の 3）に基づき、事業報告書を閲覧することができます。

(2) 顧客から出資された財産の所有関係

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という）の所有権は、商法第 536 条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。当該愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第 535 条の規定に基づき JRA もしくは NAR に馬主登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、JRA もしくは NAR に競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師および出走する競走（海外を含む）の選択、当該出資馬の引退手続きおよび引退後は愛馬会法人へ返還を行います。なお、クラブ法人から愛馬会法人へ返還された当該出資馬および愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされていない当該出資馬の引退後の第三者への売却等については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が行うものとします。

(3) 顧客の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の顧客は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金およびそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負うことになります。また、当該出資馬に出資した顧客がその出資者であるが故をもって、愛馬会法人の経営および運用管理に参加することはできません。なお、顧客は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触することおよび JRA 等の厩舎地区に立ち入ることはできません。顧客が、当該出資馬に関しての問い合わせ等をする場合には、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

(4) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項

競走用馬ファンドは、当該出資馬を JRA 等に馬主登録のあるクラブ法人により競馬に出走することにより賞金等を取得させ、当該賞金等から諸経費を控除した額をクラブ法人は愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払金額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して分配するというファンドスキームのため、顧客が当該出資馬に出資した元本額は戻ってきません。また、競走用馬によっては、馬体状況等により競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものでもありません。なお、当該出資馬に関する顧客の損失負担は 2 歳 1 月 1 日（※ただし、募集の開始日が 2 歳 2 月以降となる場合には、募集開始日の属する月の 1 日）の到達時期より発生します。従って、2 歳の到達前に当該出資馬の死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を終了することになった場合には、当該出資馬の出資金および競走馬保険料は、顧客に対して全額返金されます。

(5) 顧客から出資された財産に関する収益および出資馬の売却に伴う代金の受領権

以下に定める受領権は、当該出資馬の出資金を一括納入された顧客または分割払いを完納した顧客が所有します。

① 賞金受領権

顧客が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞金、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金、特別出走手当および競走取り

止め交付金の各項目の合計額（本書面において「賞金」という）および競走馬事故見舞金、補助金、給付金等から、JRA 等からの賞金交付時に係る源泉所得税ならびに進上金、消費税、クラブ法人営業手数料およびクラブ法人特別営業経費の各項目の合計額（本書面において「諸経費」という）およびクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税、愛馬会法人が顧客に利益の分配を行う際の源泉所得税を控除した金額（本書面において「分配金」という）にあります。ただし、JRA 等からの賞金交付時に係る源泉所得税（※後述「③ iv」参照）ならびにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税（※後述「③ v」参照）は、クラブ法人および愛馬会法人が精算または還付後に顧客に分配する方法により、JRA 等源泉所得税精算金、クラブ法人源泉所得税精算金として分配されるため、顧客に受領権があります。

② その他の受領権

顧客が所有する前述①以外の受領権は、当該出資馬の引退時において売却代金（※後述「③ i」のとおり）、維持会費精算金（※後述「③ iii」のとおり）、競走馬登録抹消給付金・付加金および保険金（保険事故により支給された額または解約返戻金）の各項目の合計額を合算した額（本書面において「引退精算分配金」という）にあります。

③ 注意事項

i 当該出資馬の売却代金の算出

- a 牡馬については、第三者へ売却ができた場合にはその売却代金から手数料等を差し引いた代金（消費税等控除後）。また、種牡馬となる場合にはその売却代金の 60% 相当額とし、売却代金の 40% は営業手数料とします（※後述「28.」参照）。
- b 牝馬については、第三者へ売却ができた場合にはその売却代金から手数料等を差し引いた代金（消費税等控除後）。また、繁殖牝馬として売却する場合はいかなる場合であっても、募集総額の 10% で売却した代金（消費税等控除後）となります。

ii 顧客にはない受領権

クラブ法人が馬主として得た賞品（カップ、盾、レイ、賞状、メダルなど）に関する受領権はクラブ法人にあり、顧客に受領権はありません。また、プレゼント当選等で当該出資馬の競走用馬ファンド受益権を取得した顧客の場合にあっても、売却代金の受領権はありませんのでご了承ください。

iii 維持会費の精算金の計算

維持会費の精算金は、顧客から預託されている維持会費の合計額から、当該出資馬の運用に際し実際に要した預託料の合計額を差し引いて算出した額であって、当該出資馬の引退時に伴う精算金の算出段階において算入します。

iv JRA 等源泉所得税精算金

JRA 等が賞金支払時に控除した源泉所得税額は、クラブ法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後の JRA 等源泉所得税は、クラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、顧客に分配します（※後述「15. (2)」参照）。

v クラブ法人源泉所得税精算金

クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税を控除した源泉所得税額は、愛馬会法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のクラブ法人源泉所得税は、顧客に分配します（※後述「15. (2)」参照）。

13. 競走用馬ファンド(当該出資馬)から支払われる管理報酬および手数料について

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち(1)および(2)に掲げる額(管理報酬および手数料)をJRA等により控除されて支払いを受けます。また、クラブ法人は、JRA等から支払われた金額から、以下の項目のうち(3)、(4)、(5)に掲げる額を控除し、このうちから(6)の源泉所得税を除いた額(獲得賞金分配対象額)を愛馬会法人に支払います。支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払金額から、以下の項目のうち(7)に掲げる額を控除して顧客の出資割合に応じて分配します。

(1) 進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員および当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金(ただし、付加賞・特別出走手当を除いた額)の20%に、付加賞の5%を加算した額が支払われます。また、障害競走の場合は、賞金(ただし、付加賞・特別出走手当を除いた額)の22%に、付加賞の7%を加算した額が支払われます。また、その他NARから差し引かれる諸経費を含みます。

(2) JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額が75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、JRA等が賞金等から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

源泉徴収所得税の計算式

{賞金－(賞金×0.2+60万円)}×0.1021

※当該源泉徴収所得税は、JRA等源泉所得税精算金として、クラブ法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

(3) 消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

消費税の計算式

賞金×10/110

※1円未満切り捨て。

(4) クラブ法人営業手数料

当該項目は、JRA等から支払われた賞金の5%相当額をクラブ法人営業手数料として賞金から控除します。

(5) クラブ法人特別営業経費

当該項目は、当該出資馬が競馬に出走して優勝した際に、クラブ法人が優勝記念品制作費用等をクラブ法人特別営業経費として、G1/JPN1競走に優勝した場合には本賞の10%、G2/JPN2、G3/JPN3競走に優勝した場合には本賞の5%を控除します。

(6) クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の匿名組合の利益分配に係る源泉徴収所得税

当該項目は、クラブ法人が利益分配金を愛馬会法人に支払う場合には所得税が課税されることとなり、クラブ法人が利益分配金から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

源泉徴収所得税の計算式

クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配金×0.2042

(東日本大震災復興特別所得税[源泉徴収すべき所得税の2.1%]が含まれます)

※当該源泉徴収所得税は、クラブ法人源泉所得税精算金として、愛馬会法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

(7) 愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益分配に係る源泉徴収所得税

当該項目は、愛馬会法人が利益分配金を顧客に支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配金から源泉徴収所得税として控除します。なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

源泉徴収所得税の計算式

愛馬会法人が顧客に支払う利益分配金×0.2042

(東日本大震災復興特別所得税[源泉徴収すべき所得税の2.1%]が含まれます)

14. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配金の区分方法

獲得賞金分配対象額(※前述「13.」記載のとおり)およびその他の分配のうち、①の金額から②の金額を控除した金額を限度として出資返戻金とします。

① 賞金獲得時における競走馬出資金および維持会費出資金、保険料出資金、海外遠征出資金、事故見舞金返戻義務出資金の累積出資金額(過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額)

② 競走馬の賞金分配月の前月末簿価

なお、上記金額の計算方法は以下のとおりです。

ただし、引退精算分配時における前月末簿価は一律0円となります。

○ 競走馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法

・ 減価償却累計額の算出

競走馬出資金÷48×2歳4月1日から賞金分配月の前月までの月数

・ 前月末の簿価の算出

競走馬出資金－減価償却累計額

※1円未満切り捨て。

獲得賞金等分配対象額のうち、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配金となります。

15. 競走用馬ファンド(当該出資馬)の支払金の分配方法および分配時期に関する事項

愛馬会法人は、分配金がある場合には、以下の月次分配、年次分配、引退精算分配の方法により、当該分配金のうち、利益分配金(※前述「14.」記載のとおり)にかかる源泉所得税を控除して出資口数に応じて顧客に分配します。従って、月次分配、年次分配、引退精算分配は、当該収入を得た場合であって、必ずしも予定されたものではありません。支払時期は、月次分配の賞金は、原則として、当該出資馬がJRA等の競馬に出走した日の属する月の翌月末日、また、月次分配の競走馬事故見舞金、補助金、給付金等は、当該出資馬がJRA等の競馬に出走した日の属する月の前月末日までにクラブ法人が受領した当該収入を、当該出資馬がJRA等の競馬に出走した日の属する月の翌月末日とします。年次分配は、JRA等源泉所得税精算金については、クラブ法人計算期間(8月1日から7月31日)終了後の11月末日、クラブ法人源泉所得税精算金については、愛馬会法人計算期間(8月1日から7月31日)終了後の11月末日とします。また、引退精算分配は、当該出資馬の抹消した日の属する月の翌々月末日とします。いずれも月末(金融機関休業日の場合は翌営業日)に顧客指定の金融機関口座へ振り込むとともに、原則として同月中旬に顧客に対して『月次報告書』(月次分配、年次分配)、および『引退精算に係る書類等』(引退精算分配)を送付します。

(1) 月次分配

当該出資馬が出走により得た賞金および出走した月の前月末日までにクラブ法人が受領した競走馬事故見舞金、補助金、給付金等は、出走した日の属する月の翌月末日に分配します。賞金(控除される内容など分配方法は前述「13.」参照)、競走馬事故見舞金、補助金、給付金等は月次分配の方法により分配します。

(2) 年次分配

クラブ法人の計算期間内（8月1日から7月31日）に出走して獲得した賞金に係る、JRA 等からの賞金交付時に係る源泉所得税は、JRA 等源泉所得税精算金として当該計算期間終了後の11月末日に顧客に分配します。愛馬会法人の計算期間内（8月1日から7月31日）に出走して獲得した賞金に係る、クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税は、クラブ法人源泉所得税精算金として当該計算期間終了後の11月末日に顧客に分配します。年次分配における分配請求権は、分配時に生じます。

(3) 引退精算分配

当該出資馬の引退・運用終了に際して、競走馬登録抹消給付金・付加金、売却代金、保険金、保険料返戻金、競走馬事故見舞金、補助金、給付金等は、引退精算分配の方法により分配します。引退精算分配における分配請求権は引退時に生じます。また、上記（2）の年次分配を予定していたJRA 等源泉所得税精算金、クラブ法人源泉所得税精算金は、運用終了に際して分配時期を繰り上げて、引退精算分配します。

(4) 適応除外

顧客が、納入期限の到来した一般会費、維持会費、競走馬保険料ならびにその他の競走用馬ファンドに係る分割払出資金が未納になっている場合には、当該顧客に対する分配金は留保します。なお、未納の出資金および会費等を完納し、分配金を受ける権利が発生した場合には、愛馬会法人は完納された月の翌月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに当該分配金を分配します。また、いかなる場合においても未納金額と分配金との相殺は行いません。

16. 運用終了時（引退時）の支払いについて

(1) 引退精算分配の金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に、当該出資馬に係る引退精算分配金がある場合には、当該引退精算分配金額を出資返戻金と利益分配金に区分し、出資口数に応じて算出し、当該算出額から利益分配金に対する源泉所得税（20.42%）を控除して顧客に分配します。

(2) 支払方法および支払時期

愛馬会法人は、当該引退精算分配金額を原則として、当該出資馬の運用を終了することとなった日の属する月の翌々月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、出資口数に応じて顧客指定の金融機関口座へ振り込みます。なお、顧客に対して事前に『引退精算に係る書類等』（引退精算分配）を送付します。

17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度および時期

(1) 期間運用報告書（月次報告書）

愛馬会法人は、当該出資馬に関わる『月次報告書』を、毎月中旬までに顧客に対し書面で送付します。

(2) 期末報告書

当該出資馬の運用状況については、毎年12月31日の計算終了時から2カ月以内に顧客に対し書面で送付します。

なお、内容については下記のとおりになります。

- ・募集総額
- ・1口あたりの出資額
- ・当該報告書の作成日
- ・計算期間末の純資産総額および1口あたりの純資産額
- ・計算期間中における運用の経過
- ・計算期間の当該出資馬に関する貸借対照表および損益計算書
- ・運用開始から計算期間末までの販売件数、解約件数および計算期間中における解約件数
- ・計算期間中の配当の総額および計算期間中における1口あたりの配当の金額

18. 競走用馬ファンド（当該出資馬）に係る資産評価に関する事項

前記「17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度および時期」を参照してください。

19. 計算期間に係る競走用馬ファンド（当該出資馬）の貸借対照表および損益計算書の書類に関する公認会計士または監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表および損益計算書の書類について公認会計士または監査法人の監査を受ける予定はありません。

20. 当該競走用馬ファンド受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称および住所

札幌地方裁判所 浦河支部

〒057-0012 北海道浦河郡浦河町常磐町 19 番地

21. 金融商品取引契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法 535 条から 542 条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては、全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金およびそれより得られた利益を限度に責任を負担します。また、顧客に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については金商法第 38 条および 40 条等、同法の規定に基づいて行為規制を受けております。なお、馬主登録、競走用馬としての登録および抹消については、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）の規定に基づいて規制を受けております。

22. 顧客が愛馬会法人の営業所において金商法第 47 条に規定する書面を閲覧できる旨

顧客は、金商法第 47 条の3により、愛馬会法人の営業所において、クラブ法人および愛馬会法人の事業報告書を当該営業所の営業時間中に閲覧することができます。

23. 退会手続

顧客は、愛馬会法人に連絡の後、退会日までに当該出資馬すべての匿名組合契約を解約（※前述「9.」のとおり）した上で、所定の書類がお手元に届いた日から7日以内に自署、押印の上、『会員証』と共に愛馬会法人に送付し、手続きを完了するものとします。なお、退会日は、顧客が愛馬会法人に退会の連絡をした日の属する月の末日となります。顧客は、退会月分までの入会金、出資金（支払期日の到来していない分割払出資金の未払いが存在する場合は、この未払金を全額完納）、一般会費、維持会費および保険料を完納し、『会員証』を愛馬会法人に対して返還していただきます。また、顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、維持会費、競走馬保険料および当該出資馬の未精算の精算金等についても返金されません。

24. 個人情報および特定個人情報等の取り扱いと利用目的の特定について

愛馬会法人は、顧客から取得した個人情報およびマイナンバー〔個人番号（以下、特定個人情報という）〕の保護の重要性を認識し、以下のとおり適切に取り扱います。

(1) 個人情報の取り扱いと利用目的

愛馬会法人は、顧客と匿名組合契約をするにあたって取得した個人情報については、取り扱う個人情報に関する情報の漏えい、滅失、改ざん、き損の防止等を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業員の監

督および当該情報の取り扱いを委託する場合には、その委託先の監督について十分に組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取り扱いをいたします。ただし、法令に基づく場合、または人の生命、身体または財産の保護等のために必要がある場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますので、ご了承ください。なお、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面でお知らせいたします。

- ① 出資計算書・月次報告書・募集馬パンフレット等の愛馬会法人からの各種送付物の発送
- ② 会費・出資金等の引き落としおよび配当金の振込
- ③ 牧場見学ツアー等のイベントに際して、愛馬会法人が牧場関係者に対して個人情報（氏名、会員証に記載されている会員番号等）を紙媒体形式で提供すること（※なお、顧客からの求めがあれば、直ちに当該顧客分の個人情報の提供を停止いたします）
- ④ 愛馬会法人主催の旅行サービス等開催時に、参加者氏名等個人情報を旅行代理店へ連絡すること
- ⑤ イベント等の各種案内

(2) 特定個人情報の取り扱いと利用目的

愛馬会法人は、顧客から以下に掲げる目的で書面にて取得した特定個人情報の取り扱いに関し、厳格な保護措置を講じ、法令で定められた利用目的以外には一切利用いたしません。

- ① 賞金等の分配に関する支払調書作成事務の遂行
- 特定個人情報等の安全管理措置に関し、特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止、その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じ、特定個人情報等の取り扱いを継続的に改善するよう努めます。

25. 当該出資馬の地方競馬への競走馬登録・在籍について

(1) 地方競馬全国協会（以下、NAR）への競走馬登録と当該出資馬の運用について

クラブ法人の所有する競走用馬について、NAR へ競走馬登録を行うことにより地方競馬主催者が施行する競馬に出走させて運用する場合があります。また、当該出資馬が運用開始後に JRA から NAR へ、NAR から JRA へ転籍して運用する場合があります。当該出資馬を JRA・NAR のいずれかに登録・在籍させるかについては、クラブ法人が判断するものとします。従って、顧客は出資馬が JRA または NAR のいずれかに競走馬登録された場合においても、匿名組合契約が終了するまでの間、本書面に定めた権利、義務に従って、維持会費等の追加出資金納入等を行い、また賞金等の分配を受けます。なお、地方競馬の賞金体系等については、地方競馬の主催者ごとに別途定められており、各主催者の定める内容に従います。また、維持会費、競走馬保険料、顧客の受領権、分配金、引退精算分配金の支払い、牝馬の使用期限については以下のとおりとし、それ以外の詳細についても全て本書面に則り、運用するものとします。

① 維持会費

当該経費は、当該出資馬の運用において生じる費用（育成および厩舎預託料、各種登録料、輸送費など）に充当するためのものであって、NAR へ競走馬登録を行い運用する競走用馬について、南関東4競馬場（浦和・大井・川崎・船橋）の所属馬に関しては、これを1頭あたり月額45万円と設定し、各募集口数で除したものが1口あたりの追加出資額となります。また、それ以外の競馬場の所属馬については、その都度設定し、各募集口数で除したものが1口あたりの追加出資額となります。ただし、その際の上限は45万円とし、顧客には必ず事前に通知するものとします。なお、当該出資馬が転籍する場合の当該経費は、それぞれ競走馬登録を抹消または所属厩舎を退厩した翌月分から変更となります。

② 競走馬保険料

本書面の前述「4. (3)」が適用されます。

③ 顧客の受領権ならびに分配金および引退精算分配金の支払いについて

本書面の前述「12. (5)」、「15.」および「16.」が適用されます。

④ 牝馬の使用期限について

本書面の前述「11. (5)」が適用されます。

(2) JRA 未勝利馬がクラブ法人所有のまま地方競馬へ転籍して再度 JRA に登録するケースについて

未勝利で JRA の競走馬登録を抹消した当該出資馬が NAR に転籍して JRA の定める成績を挙げた場合、JRA に競走用馬として再登録できます。従って、当該出資馬がこの制度を利用し、JRA の再登録を目的に NAR に競走馬登録を行った上、地方競馬の競走において運用する場合があります。この場合においても、本書面の前述「25. (1)」の運用方針に従って当該出資馬は運用されます。

(3) 再ファンドを前提とする競走馬登録の抹消制度について

JRA 未出走および未勝利のまま引退する出資馬について、関係者が協議の上、JRA へ再登録する意思がある場合は、競走馬登録抹消後、一旦当該馬のファンドを解散して、NAR に馬主登録のある第三者（当該馬の生産者・提供者・クラブ法人株主のいずれか）に所有権を移転して現役を継続します。当該馬が地方競馬在籍中に JRA への再登録条件を満たした場合に、地方競馬の競走馬登録を抹消し、再募集され、従前の出資会員が任意に再度当該馬の出資権利を取得できる制度です。

【再ファンドの主な流れ】

- ① ファンドの解散による引退精算金（競走馬登録抹消給付金・付加金、売却代金、保険金、保険料返戻金、競走馬事故見舞金、補助金、給付金等）の配当

- ② NAR に馬主登録のある第三者（当該馬の生産者・提供者・クラブ法人株主のいずれか）に所有権を移転して現役を継続し当該馬が JRA への再登録条件を満たした際は、従前の出資会員へ報告書および再ファンド申込書を送付いたします。

- ③ 再募集締め切り後、再びクラブ法人に所有権を移転して JRA での運用を行います。

(4) 引退・運用終了の判断とその後の地方競馬への出走について

JRA の競走馬登録を抹消する、あるいは JRA に競走馬登録を行わないことをもって、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断についてはクラブ法人が行います。従って、当該出資馬が未勝利馬の場合においては、本書面の前述「25. (1)」記載の地方への転籍は必ずしも行われるものではありません。また、地方競馬に転籍後、地方競馬にて運用中に、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断をとる場合がありますので、前述「25. (2)」記載の「JRA の再登録」は必ずしも行われるものではありません。愛馬会法人と会員との間の当該出資馬の匿名組合契約が終了する際、当該出資馬が譲渡されることがありますが、当該譲渡によりあらたに当該競走馬の所有権を取得した第三者が、当該競走馬を地方競馬等の競走に出走させることがあることを、当該出資馬の会員は了承するものとします。クラブ法人は、かかる匿名組合契約終了とする判断について、出資会員の利益を最優先に誠実に行うものとします（ただし、その判断の結果責任を負うものではありません）。

26. 苦情処理措置および紛争解決措置について

第二種金融商品取引業に関する苦情処理措置および紛争解決措置については、本社において対応しますが、解決に至らない場合、または顧客より紛争解決機関の利用を希望される場合は、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」が行う手続きに従って、その解決に努めます。当社が加入している「一般社団法人 第二種金融商品取引業協会」は、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」に対して紛争解決の委託を行っています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
TEL：0120-64-5005 FAX：03-3669-9833

27. 反社会的勢力の排除について

愛馬会法人は、顧客が次のいずれかの各号に該当する場合には入会および契約の締結には応じないものとします。また、顧客が次のいずれかの各号に該当する場合に、何らかの催告を要せず、愛馬会法人は、契約解除および退会を執行できるものとします。また、顧客は契約解除の属する月分までの一般会費、競走馬出資金、維持会費出資金および保険料出資金を負担するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という）
- (2) 反社会的勢力等が、経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便乗を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 前記（2）、（3）、（4）に準ずる関係を有すること
- (6) 顧客自らまたは第三者を利用して、当社、および当社役員等に対し、詐術、暴力的行為、法的な責任を超えた不当な行為、または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (7) 顧客自らまたは第三者を利用して、当社、および当社役員等の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
- (8) 前記（6）、（7）、に準ずる行為を行った場合

28. 種牡馬賃貸（リース）契約の概要

(1) 繋養先、売却価格等の決定方法

当該出資馬の種牡馬への転用の可否、転用の時期、繋養先等は、クラブ法人が決定します。ただし、種牡馬としての価値が比較的高額となる場合には、売却する方法ではなく、後述「28（3）」に掲げる種牡馬賃貸契約に締結する方法を採ることがあります。この場合、クラブ法人は当該出資馬の所有権を愛馬会法人に返還するものとし、愛馬会法人が種牡馬賃貸に関する諸事項を決定します。

(2) 繋養先ならびに売却価格等の決定方法

種牡馬転用時の評価（売却価格もしくは賃貸価格）は、競走成績、血統背景、景気動向等による需要予測、過去の類似売買（もしくは賃貸）実例などを参考にして、売却先または賃貸先（繋養種馬場）と協議の上で決定します（無償で寄贈する場合があります）。種牡馬として売却できた場合の売却代金については、その売却代金（消費税込み）の40%を営業者の報酬として、残額の60%相当額（消費税等控除後）を顧客に分配します。

(3) 種牡馬賃貸（リース）契約の概要

種牡馬賃貸契約内容については、個々によって一部異なる場合がありますが、概ね次の形式となります。クラブ法人が競走馬登録を抹消した当該出資馬の所有権は、愛馬会法人に返還されます。愛馬会法人は契約開始から複数年（最長5年）に渡って当該出資馬を第三者に賃貸します。これにより得た賃貸収入から繋養経費（預託料、保険料、種牡馬登録料等）を除いた純利益金の60%（消費税等控除後）が顧客に対する獲得賞金分配対象額となります。愛馬会法人は獲得賞金等分配対象額のうちから匿名組合契約に関わる源泉徴収所得税を控除して、各年度の種付シーズン終了後に顧客の出資口数に応じて分配します。賃貸期間終了後は希望により10万円に消費税を加えた金額で譲渡します。供用初年度には授胎率に関する保険に加入する他、その後の傷害、疾病による当該年度の種付け頭数の減少、授胎率の低下、種付け不能など不測の事態に対しては一部の免責事項を除いて保険によって補填され、予定した賃貸収入が顧客に支払われる内容が基本の仕組みとなります。

発行：株式会社大樹レーシングクラブ
（作成年月日：2024年7月1日）



TAIKI RACING CLUB

2023 年産募集馬 支払早見表

◆一括払い

募集番号	募集馬名	総額	総口数	1口出資金	1口2歳時保険料
1	アヴァンセヴェリテの23年産	15,000,000円	400	37,500円	1,200円
2	スピーナの23年産	12,000,000円	400	30,000円	960円
3	タイキキララの23年産	35,000,000円	400	87,500円	2,800円
4	ネフェルティティの23年産	50,000,000円	400	125,000円	4,000円
5	ピアレジーナの23年産	12,000,000円	400	30,000円	960円
6	フェリーチェの23年産	15,000,000円	400	37,500円	1,200円
7	ブラックナイルの23年産	11,000,000円	400	27,500円	880円
8	スノーサミットの23年産	15,000,000円	400	37,500円	1,200円
9	タイキマロンの23年産	18,000,000円	400	45,000円	1,440円
10	ブラックフェアリーの23年産	10,000,000円	400	25,000円	800円

◆分割払い ※2024年9月からのお支払の場合

募集番号	募集馬名	1口出資金	1口2歳時保険料	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
1	アヴァンセヴェリテの23年産	37,500円	1,200円	15,000円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円
2	スピーナの23年産	30,000円	960円	12,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
3	タイキキララの23年産	87,500円	2,800円	35,000円	8,750円	8,750円	8,750円	8,750円	8,750円	8,750円
4	ネフェルティティの23年産	125,000円	4,000円	50,000円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円
5	ピアレジーナの23年産	30,000円	960円	12,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
6	フェリーチェの23年産	37,500円	1,200円	15,000円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円
7	ブラックナイルの23年産	27,500円	880円	11,000円	2,750円	2,750円	2,750円	2,750円	2,750円	2,750円
8	スノーサミットの23年産	37,500円	1,200円	15,000円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円
9	タイキマロンの23年産	45,000円	1,440円	18,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
10	ブラックフェアリーの23年産	25,000円	800円	10,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円

◆分割割合表

	9月支払	10月支払	11月支払	12月支払	1月支払	2月支払	3月支払
9月申込	40%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
10月申込		50%	10%	10%	10%	10%	10%
11月申込			60%	10%	10%	10%	10%
12月申込				70%	10%	10%	10%
1月申込					80%	10%	10%
2月申込						90%	10%

- 入会金（入会時のみ）10,000円（税込）
- 一般会費（入会月より発生）2,750円/月
- 維持会費（2025年1月分より発生）
400口募集馬 1口につき1,750円/月
- 2025年3月以降のお申込みは一括払いのみとなります。

（ご利用のファイナンスによっては、2月のお申込みでも一括払いとなる場合がございます。）

※お申込み時期によっては翌月申込みと同様の割合となる場合があります。

◆出資時の費用算出シミュレーション

$$\text{① 入会金} + \text{② 1口出資金 (x口数)} + \text{③ 維持会費 (x2025年1月から経過した月数 x 口数)} + \text{④ 2歳時保険料 (x口数)} + \text{⑤ 一般会費} = \text{⑥ 初回お支払い金額}$$

- ① 10,000円 ※入会時のみ
- ② 上の表『1口出資金』を参照 ※分割の場合は『分割割合表』を参照
- ③ 1,750円/月 ※2025年1月分より発生
- ④ 上の表『1口2歳時保険料』を参照
- ⑤ 2,750円 ※出資馬の有無にかかわらず入会月以降毎月発生

■『新規入会』で『2025年2月』に『一括払い』で『アヴァンセヴェリテの23年産』に『2口』出資した場合

$$\text{① 10,000円} + \text{② 37,500円 (x2)} + \text{③ 1,750円 (x2x2)} + \text{④ 1,200円 (x2)} + \text{⑤ 2,750円} = \text{⑥ 97,150円}$$

※事務処理等の締め日によって月数は変動しますので、必ずしも「出資申込書」の到着日および出資申込フォームからの送信日が算出対象の月数とは限りません。



株式会社 大樹レーシングクラブ

☎0146-26-7676 (月曜日～金曜日/10:00～17:00)

クラブ公式ホームページ <https://www.taiki-rc.com>